
さつま町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



令和8年3月

鹿児島県さつま町

— さつま町過疎地域持続的発展計画 —

目次

1 基本的な事項

(1) 町の概況	
① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	4
② 町における過疎の状況	5
③ 社会経済的発展の方向の概要	6
(2) 人口及び産業の推移と動向	
① 人口の推移と動向	6
② 産業の推移と動向	7
(3) 行財政の状況	
① 行政	10
② 財政	10
③ 施設整備の状況	11
(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	16
(2) 対 策	17
(3) 事業計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	19

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	20
(2) 対 策	23
(3) 事業計画	28
(4) 産業振興促進事項	33
① 産業振興促進区域及び振興すべき業種	33
② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	33
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	33

4 地域におけるデジタル化

(1) 現況と問題点	34
(2) 対 策	34
(3) 事業計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	36
(2) 対 策	37
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	42
(2) 対 策	44
(3) 事業計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	48
(2) 対 策	49
(3) 事業計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	55
(2) 対 策	55
(3) 事業計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	57
(2) 対 策	58
(3) 事業計画	60
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	62

10 集落の整備

(1) 現況と問題点	63
(2) 対 策	63
(3) 事業計画	64
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	64

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	65
(2) 対 策	65
(3) 事業計画	66
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	67

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	68
(2) 対 策	68
(3) 事業計画	68
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	68

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	69
(2) 対 策	69
(3) 事業計画	70
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	70

14 過疎地域持続的発展特別事業

(1) 事業計画	71
----------	----

1 基本的な事項

(1) 町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

さつま町は、鹿児島県の北西部・北薩地域の中心部に位置し、町の大きさは東西27.3km、南北22.0kmの範囲におよび総面積は、303.90km²となっている。

町の北部には標高1,067mの紫尾山があり、これから分岐する丘陵起伏な山々が本町を囲み、町の中央部を南九州一の大河である川内川が貫流している。この川内川には、山間部の急峻な地形を活かし、治水、利水、発電と河川環境の保全を目的とした西日本最大級の鶴田ダムがある。また、こうした河川資源を活用したイベントが年間を通じて開催され、地域活性化の原動力となっている。

気候は、太平洋岸気候区に属しているおり、周囲を山々に囲まれた盆地であるため、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候となっている。降水量は、年間に2,900mmを超え、特に6月の雨量は約600mmと年間を通じて最も多くの降雨量があるが、6月から7月にかけての梅雨、8月から9月にかけての台風シーズンの時期には、集中豪雨、暴風雨に見舞われることも多く、各地でがけ崩れや道路の決壊、耕地の冠水などの被害が発生している。

令和6年中の最高気温は38.1℃、最低気温は-5.3℃であり、平均気温は17.9℃となっているが、平均気温・最高気温ともに上昇傾向にある。冬には紫尾山に冠雪や樹氷が見られ、平地においても積雪を観測することがある。

(イ) 歴史

さつま町は、昭和29年に誕生した旧薩摩町、昭和30年に誕生した旧宮之城町、昭和38年に誕生した旧鶴田町によって構成され、地方分権社会にあって21世紀型の地域社会づくりを推進するとともに、包括的な役割を担うにふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体を形成するため、平成17年3月22日に市町村の合併の特例に関する法律及び地方自治法に基づく廃置分合を行い誕生した町であり、令和7年3月22日で町制施行20周年を迎えた。

(ウ) 社会的条件

交通条件は、国道3路線（国道267号、328号、504号）が町の中心部で交差しており、東に鹿児島空港や九州縦貫自動車道横川IC、西に九州新幹線川内駅、北に同出水駅があり、県都鹿児島市へは約50kmといずれの地域へも非常にアクセスが良く、人・モノ・カネ・情報を運ぶ要所となっている。

また、空の玄関口鹿児島空港と北薩を結ぶ高規格道路「北薩横断道路」や「南九州西回り自動車道」により、県内主要拠点への交通アクセスがさらに向上し、山、川、温泉、黒毛和牛など本町の地域・観光資源やイベントと相まって、交流人口の

増加による地域拠点としてさらに発展する可能性が高まっている。

定住へ向けた環境整備についても、地域交通網や分譲住宅団地の整備、積極的な企業誘致を進めるなど、地理的強みを生かした整備を進めている。

(エ) 経済的条件

農林業が日本の生産基盤であった時期においては、水稻や養蚕、畜産、製材を中心とした農業や林業が本地域においても基幹産業となっていた。昭和の中期から後期にかけての高度経済成長期において、大都市圏を中心とした経済活動の活発化により、農村から都市への人口移動が激化し、若年層が都市部へ流出した。これに伴い、第1次産業も高齢化、後継者・担い手不足の課題を抱え、就業者数・生産額とも第2次・第3次産業を主体とした産業構造に変化してきた。

② 町における過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本町の人口推移をみると、合併し本町が誕生した平成17年から令和2年にかけて21.2%減少している。減少率は、昭和50年代に約4.1%(合併以前の旧3町合計人口推移)と下げ止まりの傾向が見られたが、以後再び増加傾向となっている。

また、本町が合併した平成17年からの地域別の減少率では、宮之城地区が13.4%、鶴田地区が19.2%、薩摩地区が23.2%となっており、いずれの地域にしても人口減少が進んでいる。65歳以上の高齢者比率は、令和2年10月1日時点で41.8%と国の28.6%、鹿児島県の32.5%を大きく上回り、少子高齢化の進行に歯止めがかからない状況が続いている。

(イ) これまでの過疎法に基づくものも含めた対策

本町は昭和45年施行の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年施行の過疎地域振興特別措置法、平成2年施行の過疎地域活性化特別措置法、平成12年施行の過疎地域自立促進特別措置法、そして、令和3年施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎地域としての指定を受け、総合的かつ計画的な地域振興対策を積極的に取り組んできた。

その結果、産業の振興、道路交通、福祉、教育などの産業生活基盤の整備が進み、地域住民の生活の向上が図られ、地域においてもそれぞれの創意工夫で自らのまちを暮らしやすく、働きやすく、憩いと潤いのある地域となるよう取り組みが進められている。

(ウ) 現在の課題

これまでの過疎対策で、生活生産基盤である道路交通網の整備をはじめ防災対策、教育環境の充実、観光振興、医療体制の充実、農林業の産業振興など幅広い分野で

地域振興や住民の生活環境の向上につながる施策を実施してきたことで、過疎地域の持続的発展は一定程度促進されてきたが、人口減少、特に若年層の流出とそれに伴う少子高齢化が町の持続可能性を揺るがす最大の課題となっている。

基幹産業である農業においては、人口減少による担い手不足や物価高騰など社会経済の影響から、今後ますます厳しいものとなることが予想され、これまで取り組んできた集落営農組織や担い手の育成と併せて、農地集積などによる生産基盤の更なる充実・強化、ICT技術を活用したスマート農業の導入など人的負担を減らしながらも生産性を高める取り組みが必要となっている。

地域、生活環境においては、地域の担い手不足によって地域コミュニティの維持や存続が難しくなっている集落もあり、公民会合併などによる地域コミュニティの適正化が行われてきたものの、空き家の増加や荒廃農地、荒廃山林の増加、後継者不在による商店の廃業など複合的な要素が絡み、将来にわたって安全・安心に暮らすことができる生活環境の維持が課題となっている。

(エ) 今後の見通し

今後、人口減少・少子高齢化はさらに進行することが予測される。このような厳しい状況を乗り越え、持続可能な地域社会を次世代に継承するため、「第3次さつま町総合振興計画」をまちづくりの羅針盤とし、町民一人ひとりが主役となり、行政や企業等と手を取り合う「協働のまちづくり」を基本姿勢とし、さつま町の未来を拓くための方向性として、以下の将来像と5つの「まちの姿（基本方針）」を掲げ、各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

③ 社会経済的発展の方向の概要

(ア) 産業構造の変化

第1次産業は、平成17年に全体の22.4%を占めていたが、専業農家から兼業農家へ、第1次産業から他産業へといった労働形態が変化し、令和2年国勢調査による第1次産業就業者は、全就業者数10,388人のうちの16.2%にあたる1,688人で、平成17年の58%まで落ち込んでいる。

一方、第2次産業では、本町最大の誘致企業である株式会社 日特スパークテックWKSをはじめ、その関連企業が本町に立地するなど産業化が進み、平成17年の27.8%から30.6%に増加し、第3次産業においても49.8%から52.7%を占めており、第1次産業から第2次産業、第3次産業へ労働形態の移行が進んでいる。

(イ) 地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向

本町は、3本の国道と北薩横断道路の整備が進む中で、空の玄関口となる鹿児島空港や、県内の各主要拠点地までの所要時間が1時間以内という立地的な好条件を活かし、物流中継拠点地としての要素を十分に持っていることから、既存企業の規

模拡大を促進しつつ、世界的な半導体需要の高まりなど社会情勢に即した企業誘致活動が必要である。

また、雇用の場の確保や分譲住宅団地の整備推進など、定住対策を図るとともに、地場産業、地域企業の育成に努める。

観光面においては、温泉や川内川などの自然、国指定史跡「宗功寺公園」、「県立北薩広域公園」や九州最大級の重力式コンクリートダム「鶴田ダム」など地域資源を最大限に活かし、交流人口の増加に努める。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の人口は、旧3町の合併時である平成17年では、25,688人であったが、約15年後に実施された令和2年国勢調査では、20,243人と21.2%減少している。

年齢別では、総人口に占める年少人口(0～14歳)が、平成17年から令和2年までの間に32.4%減少し、生産年齢人口(15歳から64歳)は、29.3%減少している。

一方、高齢化の状況は、令和2年の国勢調査で8,447人と率にして41.7%と平成17年の34.7%からも高齢化率が非常に高い現状となっている。

日本の人口は、2008年の1億2,808万人をピークに人口減少が進んでおり、国においては2014年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定。その後、2022年には改訂版となる「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、長期ビジョンや総合戦略が策定されたところであり、本町においても、人口ビジョンや地方版総合戦略を策定し、人口減少の抑制に向けた取り組みを展開している。

② 産業の推移と動向

本町は、川内川流域に開けた盆地で、水稻・養蚕・畜産等の盛んな農業の町として発展し、昭和50年には第1次産業に全就業者の約半数にあたる8,040人が従事していた。

しかし、高度経済成長に伴い第2次、第3次産業が活性化し、第1次産業との所得格差が拡大。専業農家から兼業農家へ、第1次産業から他産業へといった労働形態へ就業者が移動している。

農業を中心とする第1次産業については、恵まれた自然と地域資源、先人たちの手によって培われてきた伝統技術や知恵が受け継がれてきており、これら資源を活用することによってほかの地域にはない特色あるまちづくりを展開することにより、本町の“地域ブランド”としての価値が高められる。

また、安全・安心な食料の供給や国土保全、農業の多面的機能の維持など、その重要性が見直されている。今後においても、持続可能な経営を実現するため、モデル農家の育成やECサイトを活用した販路拡大など新しい時代に即した稼ぐ力の

向上を図る必要がある。

第2次産業では、本町最大の誘致企業である株式会社 日特スパークテックWKSをはじめ、その関連企業や近隣の大型IC関連企業、大型食品加工工場も本町に立地している。

また、町内には定住促進、雇用の場の確保、地域経済の活性化を目的とした企業誘致用の工業団地や住宅団地を整備しており、企業の立地に向け様々な誘致活動を積極的に継続している。

第3次産業は、今後、第1次産業及び第2次産業活動をより活発化させることで、本地域への物流を主体にした“人・モノ・カネ・情報”の交流が増大し、その結果、第3次産業への波及効果が期待される。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 29,063		人 25,688	% △11.6	人 22,400	% △12.8	人 20,243	% △ 9.4
0歳～14歳	5,000		3,253	△34.9	2,592	△20.3	2,199	△15.2
15歳～64歳	17,239		13,509	△21.6	11,300	△16.2	9,553	△15.5
うち 15歳～ 29歳(a)	3,549		3,103	△12.6	2,228	△28.2	1,947	△12.6
65歳以上 (b)	6,820		8,926	30.8	8,472	△4.9	8,447	△ 0.3
(a)/総数 若年者比率	—		% 12.1	—	% 9.9	—	% 9.6	—
(b)/総数 高齢者比率	—		% 34.7	—	% 37.9	—	% 41.7	—

※ 年齢不詳の者がいるため、年齢3区分人口の合計は必ずしも総数と一致しない。

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成27年3月末		令和2年3月末			令和7年3月末		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 22,978	—	人 20,776	—	% △9.6	人 18,436	—	% △11.3
男	人 10,694	% 46.5	人 9,676	% 46.6	% △9.5	人 8,668	% 47.0	% △10.4
女	人 12,284	% 53.5	人 11,100	% 53.4	% △9.6	人 9,768	% 53.0	% △12.0

表1-1 (3) 人口の見通し (国立社会保障人口問題研究所調べ)

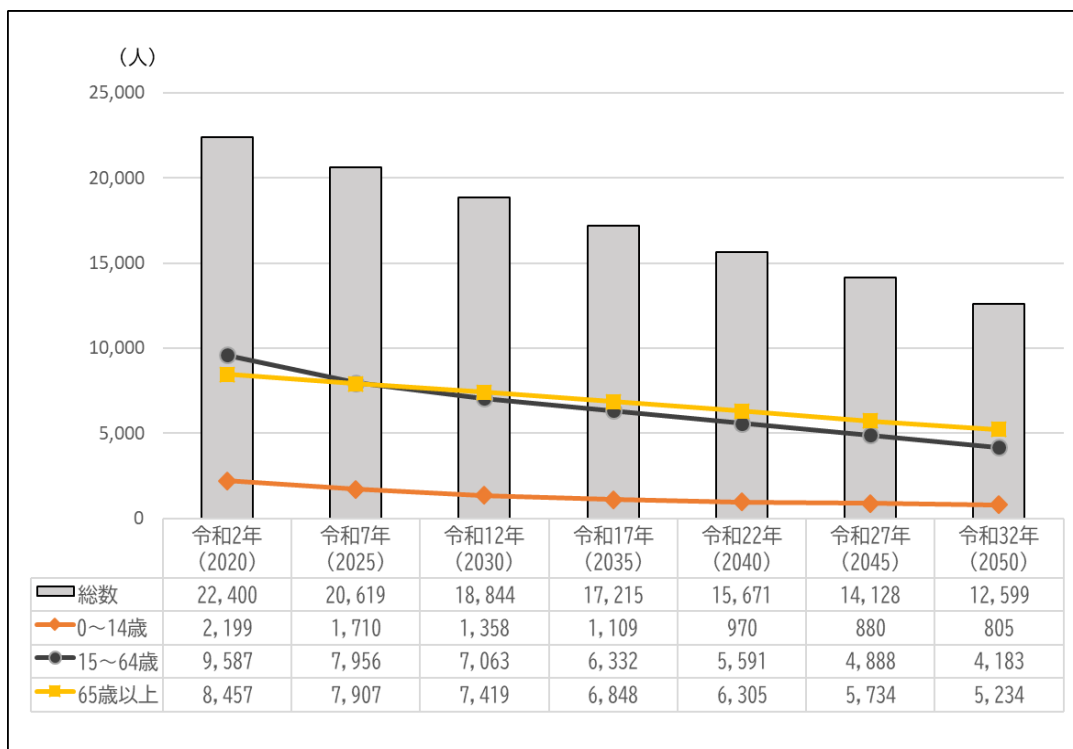


表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 15,105	人 13,004	% △13.9	人 11,150	% △14.3	人 10,388	% △6.8	
第1次 産業就業 人口比率	% 28.9	% 22.4	/	% 18.2	/	% 16.2	/	
第2次 産業就業 人口比率	% 32.0	% 27.8		% 28.6		% 30.6		
第3次 産業就業 人口比率	% 39.0	% 49.8		% 53.2		% 52.7		

(3) 行財政の状況

① 行政

全国的な少子高齢化が進む中、本町においても地域の労働人口や担い手不足など、人口問題に起因する課題は多岐に渡り、また、高度情報化社会の進展により個人の価値観は、ますます高度化・多様化し、住民意識も複雑・多岐に及んでおり、それに伴う住民ニーズは多種多様なものとなっている。

また、地方分権による地域での自主的、かつ、主体的な活動が高まる中で、国籍や文化を問わない、個性豊かな地域社会の形成は、まさに多文化共生時代であり、多様な文化やあり方が地域活性化の一つとして機能している。

このような中で、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを実現しながらも、“地域・企業・行政”が協働して、互いに支えあいながら取り組んでいく必要がある。

行政においても、“地域力”の向上が図られるよう政策形成に力を入れ、職員の資質向上に取り組むとともに、実行力のある組織機構や事務事業の見直しに努めるなど、積極的な行財政改革を推進していく必要がある。

また、町内にある20の区公民館及び129の公民会については、地域内における公共事務を包括的に行う重要な役割を担っている現状に加え、地域の自主活動が活発に展開されてきていることから、今後においても、これら地域自治組織の活動を積極的に支援しながら、関係機関・団体等との連携を深め、共生・協働による豊かなまちづくりの姿を創造していく。

② 財政

令和5年度決算によると、本町の財政力指数は0.36で、歳入総額に占める地方税収入の割合は13.7%、地方交付税や国・県補助金及び地方債等の依存財源の割合は69.5%と高くなっており、国の財政状況や、近年の物価高騰など自治体を取り巻く環境は厳しさを増しており、ふるさと納税をはじめとする自主財源をしっかりと確保することは、ますます重要性を増している。

また、経常収支比率については、90.1%となっているが、過去3カ年においても、90%前後となる状況が続いており、財政の弾力性が低くなっている状態が伺える。

今後についても、持続可能な健全財政基盤をしっかりと確立するため、人件費や取り組む事業の在り方、長期的展望に立った起債計画など、包括的な歳出の方向性を定めるとともに、自主財源の確保についても、これまで以上の財源確保となるよう取り組み、中長期的に安定的な財政運営を図る必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成27年度	令和元年度	令和5年度
歳入総額 A	15,415,232	13,933,449	18,279,225
一般財源	9,051,557	8,172,394	8,458,461
国庫支出金	1,361,593	1,288,914	2,919,475
県支出金	1,333,655	1,304,364	2,643,672
地方債	1,131,808	699,728	1,185,300
(うち過疎債)	(217,000)	(257,200)	(567,100)
その他	2,536,619	2,468,049	3,072,317
歳出総額 B	14,382,645	13,067,832	16,906,023
義務的経費	6,817,662	6,439,809	6,738,094
投資的経費	2,079,139	1,909,800	4,397,009
(うち普通建設事業)	(1,892,926)	(1,790,206)	(2,723,110)
その他	5,485,844	4,718,223	5,770,920
過疎対策事業費			
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,032,587	865,617	1,373,202
翌年度へ繰越すべき財源 D	72,253	51,810	143,097
実質収支 C-D	960,334	813,807	1,230,105
財政力指数	0.33	0.36	0.36
実質公債費比率	7.6	4.2	4.9
将来負担比率	—	—	—
公債費負担比率	16.8	13.7	11.4
起債制限比率			
経常収支比率	87.9	92.3	90.1
地方債現在高	14,546,990	12,777,453	12,463,135

資料：地方財政状況調

③ 施設整備の状況

過疎地域の振興を図る上で、道路改良は重要な施策として位置づけられてきたことから町道改良が進められてきたが、山間部が多いという地形的な条件から改良率は59.9%と今後も整備が必要な状況にある。一方、舗装率については、日常利用されている町道では整備が進んでおり、農道や林道についても補助事業の導入などにより逐次整備を図っている。

生活環境面の整備については、水道の普及率が93.7%、合併処理浄化槽等による水洗化率が86.5%となっている。水道については、一部未普及地域が残っているものの、合併処理浄化槽設置の推進により、年々水洗化率は上昇している。今後、自然環境保全のためにも生活排水対策は特に重要である。

過疎対策措置法が制定されてから、本町は過疎地域の様々な施設の整備に取り組んできたが、今後も、公共施設等総合管理計画に基づく既存施設の維持・更新を含めた施設整備などのハード事業とそれら施設を有効に活用するためのソフト事業の両面から取り組む必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 6 年度末
町道改良率(%)	54.6	60.4	60.0
町道舗装率(%)	83.5	86.0	85.0
農道延長(m)	57,848	46,048	40,891
林道延長(m)	120,877	126,970	127,283
水道普及率(%)	97.1	93.3	93.7
水洗化率(%)	54.9	82.5	84.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	30.6	30.9	26.6

※ 水道普及率は、平成 22 年度末までは給水区域内普及率、
令和元年度は行政区域内普及率

資料：公共施設状況調

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、これまで時代の要請や住民ニーズに応えるべく、きめ細かな施策を展開して様々な行政課題に取り組んできた。産業・交通体系・生活環境・福祉医療・教育文化の振興等をはじめとした社会資本の整備により、住民の生活環境は大幅に改善され向上してきた。こうした整備の進展に合わせ、豊かな地域資源を背景に農産物販売施設の運営や農産加工品の開発、スポーツ・文化と温泉をつないだコンベンションの確立、各地域におけるイベントの展開など、地域住民が自主的に主体性を持って活動を展開している。

しかし、本町の人口は、年少人口や生産年齢人口を中心に年々減少を続け、高齢化は全国や県の平均を上回り、急速に進んでいる。人口規模の縮小、高齢化に傾斜した人口構造の変化は、産業経済の規模を縮小させ、地域活力の衰退及び福祉・医療などの社会保障費の増加、さらに、地域コミュニティの「地域力」低下など大きな課題となっている。

このため、人口減少の抑制策、少子高齢化に対応した地域づくりが急務であり、「あなたの夢にまっすぐ 新たな挑戦が未来をつくる」を将来像とし、「こころ “のびのび”」「ひと “いきいき”」「暮らし “おだやか”」「まち “きらきら”」「みらい “つながる”」の5つをまちの姿（基本方針）とした第3次さつま町総合振興計画（令和8年3月策定）に基づき次に掲げる取り組みを進める。

① 子育て

地域や職場、行政などのさまざまな支援によってこどもと保護者が心の余裕を持って暮らし、地域のみんなでこどもの成長を分かち合えるまちを目指します。

② 学校教育・社会教育

地域の理解のもとで学校が教育・成長の場としての機能を十分に発揮し、こどもから大人まで、地域や自然のなかでさまざまな経験を通じて成長を促します。

③ 文化・スポーツ

地域資源を活用した、楽しく・継続的に文化やスポーツにふれる機会が整い、地域とのつながりを持ちながらいきいきと活動することを支援します。

④ 地域コミュニティ

自分の住む地域の特色を知り、持続可能な地域づくりに主体的に参加することで、誰もが互いに支え合いいきいきと暮らせるまちを目指します。

⑤ 高齢者福祉

高齢者支援の充実と地域の見守りにより、高齢者や支える人が望んだ場所で安心していきいきと暮らせるまちを目指します。

⑥ 障がい者福祉

安定したサービスと社会参加ができる環境の整備により、障がいのある人や支える人が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちを目指します。

⑦ 健康・医療

健康づくり活動を通じて、一人ひとりが自らの健康を意識し、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

⑧ 生活基盤

安定した生活環境の整備によって、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

⑨ 消防・防災

一人ひとりの防火・防災意識が高まり、誰もが緊急時にも適切に命を守る行動ができる強くてやさしいまちを目指します。

⑩ 防犯・交通安全

防犯・交通の環境整備や意識づくりが進み、こどもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

⑪ 農林水産業

担い手により地域の農林水産業が活性化し、「稼げる農林水産業」の実現によって持続可能な経営が行われるよう支援します。

⑫ 商工業

働く環境や挑戦ができる環境が整い、誰もがいきいきと働くことで、にぎわいのあるまちを創造します。

⑬ 観光

まちの資源を活用し、町民みんなでさつま町の魅力に誇りを持ち、町内外に発信することで、たくさんの人に「さつま町らしさ」を広め、交流・関係人口の増加を目指します。

⑭ 環境・景観保全

人と自然が調和するなかで安全な暮らしが守られ、美しい景観が息づく快適に暮らせる環境を整えます。

⑮ 人権尊重・多様性

多様な人々が認め合い、交流し、誰もが自分らしく暮らせるまちまちを目指します。

⑯ 行財政運営

限られた資源を有効に活用しながら人材育成と健全な財政運営を両立させ、町民一人ひとりの声に寄り添った行政サービスの充実に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)に示した基本方針に基づき、本計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりとする。

項目	基準値 (R2)	目標値 (R12 年度)
人口	20,243 人	16,433 人
合計特殊出生率	1.59	1.65
社会増減	- 125 人	-65 人

※ 人口・社会増減は、令和2年国勢調査、人口動態統計、人口ピジョンによる。合計特殊出生率は、「平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計」公表値による。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本町における過疎対策を着実に推進するため、町総合振興計画審議会等の既存会議に

において定期的に達成状況等の評価を行いながら、P D C Aサイクルによる検証と改善を図っていく。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、町が所有する公共施設の中長期的な視点での総合的なマネジメントを行うため、「さつま町公共施設等総合管理計画」を策定し、社会情勢や本町の行財政状況等を総合的に鑑みながら、施設管理を行っている。

「必要な公共サービスの再構築」、「協働の推進」、「地域ごとの公共施設のあり方」の精査を継続的に行いながら、公共施設、インフラ施設に係る個別施設計画との整合性を図りながら次世代に負担を軽減するため、効率的・効果的な公共施設等の最適な配置の実現を目指す。

なお、本計画における全ての公共施設等の整備については、さつま町公共施設等総合管理計画に適合するものであり、上記の基本的な考え方にに基づき、公共施設等の整備並びに維持管理を図っていく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

社会的な情勢から全国的に人口減少、少子高齢化が進む中、本町においても人口減少、特に若年層人口の減少が続いており、地域コミュニティの担い手不足による活力低下、企業における働き手不足による生産性の低下が懸念される。

こうした状況の中、若者の本町での就労・定住する環境づくりやU I J ターン等の移住者獲得による定住人口増対策を推進しており、一定の成果はあるものの、全国的な移住者獲得競争の激化もあり、抜本的な解決には至っていない。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大を起因とするライフスタイルの変化や働き方改革により、一時的には地方への移住ニーズが高まっていたが、アフターコロナでは、首都圏への人流が戻りつつある。

移住・定住を促進するためには、働く場の確保だけでなく、子育てしやすい環境や、誰もが快適に暮らせる生活環境など、「働く」「暮らす」「育む」といった視点を総合的に組み合わせ、選ばれるまちとなるための魅力づくりが必要である。

② 地域間交流

本町では、友好交流協定を結んでいる青森県鶴田町、鹿児島県中種子町、また、西郷菊次郎翁（西郷隆盛の長男）を縁として鹿児島県龍郷町、熊本県菊池市、台湾宜蘭市と令和6年に各種交流促進を基にMOU(基本合意)を締結した。

鶴田町、中種子町とはこれまで青少年交流や経済交流などの継続した交流活動を実施しており、龍郷町等とは文化交流を中心とした交流活動を推進している。

また、本町と隣接する伊佐市とは川内川流域の曾木の滝から鶴田ダムまでの大鶴湖周辺を拠点に連携して相互の観光振興を図っている。

それぞれのつながりのもと交流を行っているが、今後は、観光などで訪れる「交流人口」から一歩進んで、地域づくりに多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大へとつなげていく視点が重要である。そのためには、既存のつながりを深化させるとともに、北薩摩や川内川流域といった広域的な連携の中で、さつま町の魅力を効果的に発信していく必要がある。

③ 人材育成

若年層の人口流出により地域の産業や集落等のコミュニティを支える人材不足が顕著となっている。特に、地域活動の担い手は山間部ほど高齢化が進んでおり、将来にわたるコミュニティ維持に対する懸念が高まっている。

現在、町内全20地区では、各地域の特色を活かした活動が行われているが、今後も持続可能な地域社会の形成のためには、地域おこし協力隊等の人材活用や、地域活動に寄与するNPO法人の設立、地域DX推進による効率化や負担軽減など、地域社

会の担い手の育成や、多様な主体が活躍できる環境づくりが求められている。

(2) 対 策

① 移住・定住

○【支援体制の構築】

東京圏など都市部からの移住や人材の還流を図るため、移住施策関係情報の発信や相談対応など、U I J ターンの促進につながる取り組みを推進するとともに、実際の移住につながるよう移住者等の住宅取得やリフォーム等に対する支援を行うなど移住相談から、仕事・住まいの確保、移住後のフォローアップまで、一貫した伴走型の支援体制を構築する。

また、空き家バンク制度の充実や、お試し移住体験などを通じて、移住へ意識を醸成する。

○【選ばれるまちの魅力向上】

若者や子育て世帯のニーズに応える住宅支援や生活サポートを充実させるとともに、周辺自治体への通勤利便性などベッドタウンとしての魅力も発信し、多様なライフスタイルに対応した定住を促進する。

② 地域間交流

○【「さつまファン」の創出】

締結西郷菊次郎翁を縁として一歩進んだ交流を進めるため令和6年にMOU（基本合意書）を結んだ鹿児島県龍郷町、熊本県菊池市、台湾宜蘭市については、多方面での交流促進を検討し、相互交流が図られるよう進める。

また、川内川流域圏や北薩地域の豊かな自然環境や美しい景観、貴重な歴史・文化遺産、泉質・湯量とともに豊かな温泉など、地域資源を最大限に活かし、余暇活動や自然学習の場、また、新たな生活の場としての魅力を高めながら、多様化する国内外の観光ニーズを満たす多面的な取り組みを推進するため、観光・交流の関係団体等と連携した包括的な体制を整える。

これらの取り組みにより、交流人口が拡大し、広く本町の魅力発信につなげ、加えて、今後は、本町のファンとなる関係人口についても増加させ、移住定住、経済活動へ波及するよう努める。

○【広域での魅力発信とスポーツコンベンション】

周辺自治体や関係団体等と連携し、北薩摩や川内川流域といった広域での観光ルートを構築するとともに、スポーツコンベンションによるスポーツ合宿や各種大会の誘致も積極的に行い、交流人口の拡大を図る。

③ 人材育成

○ 【産業人材の育成・確保】

各産業における人材不足が大きな問題となっている中で、今後の人口減少の局面において次世代を担う若者や子どもたちが活躍し、将来にわたって持続可能な社会を構築するため、これからの「さつま町を支える人づくり」を目指して、担い手の育成や雇用機会の確保、多様な働き方の実現など「だれもが働きやすい環境づくり」を目指す。

数値目標

項 目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
移住定住促進事業による転入者数	95 人	112 人
地域おこし協力隊員の任期後の定住率	42.9%	60.0%

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住	移住定住促進事業補助 ・町外から転入又は町内転居された者が町内において住宅を建設又は購入した場合に補助金を交付することにより移住定住を促進する。	町	
		移住就業支援事業 ・東京圏から移住し特定の企業等に就業された者に対して支援金を給付することにより移住定住を促進する。	町	
		民間賃貸住宅改修事業補助 ・町内の既存賃貸住宅の改修支援を行うことで、良質な賃貸住宅の供給拡大、入居率向上による人口減少対策、町内施工業者の受注機会確保を促進する。	町	
		若者定住促進家賃補助 ・町外から転入又は結婚し、企業に正規雇用された者に対して家賃を一部補助することにより移住定住を促進する。 (対象：39歳以下世帯・新婚世帯)	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
	地域間交流	<p>転入者就労支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町外から転入し企業に正規雇用された者に対して就労支援金を給付することにより移住定住を促進する。 <p>新卒者就労支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に正規雇用された高校や大学等の新卒者に対して就労支援金を給付することにより移住定住を促進する。 <p>空き家情報バンク・空き家家財撤去補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報バンク制度の運用と現有家財の撤去に係る補助金を交付することにより優良な空き家物件の確保と空き家バンク登録を促進する。 <p>移住体験ツアー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町での生活を体験してもらい町を知ってもらう「移住体験ツアー」を通じて、移住検討を促進する。 <p>移住体験ハウス「さつま体験宿」活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町での移住体験の拠点施設「さつま体験宿」の運営を通じて、幅広く移住検討者の受け入れを図る。 ・移住した方を対象とした「茶いっぺ会」を不定期で開催し、移住者との交流を促進する。 <p>移住定住サポーター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で孤立しがちな移住者に対する助言や情報提供等、また移住希望者に対する相談等に応じる移住定住サポーター制度を設け、移住前・移住後の不安解消等を図る。 <p>コンベンション推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校やプロ等のスポーツ合宿を中心に積極的な誘致を図り、交流人口の拡大を図る。 	町 町 町 町 町 協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

町公共施設等総合管理計画において該当する施設はないが、新たな施設の整備が必要となった場合には、同計画の基本的な考え方にに基づき整備を行う。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

① 農 業

本町は、農地に占める水田の割合が高く、水稻と園芸、果樹、畜産など多品目を組み合わせた複合経営が主体となっている。

水稻については、ヒノヒカリ・あきほなみを主体とした作付けがなされており、県内有数の米どころであるとともに、県内で唯一の普通期水稻種子を生産している産地でもある。

しかし、地球温暖化による気候の変化や病害虫の異常発生、山間部等における鳥獣被害により、主食用米の品質低下や減収、普通期水稻種子では採種生産組合員の減少により1人あたりの栽培面積が増加しているため、生産者の労務負担が増えていることが課題である。

肉用牛については、新型コロナウイルスの影響による枝肉相場下落に続き、配合飼料価格等の高止まりや枝肉価格の低迷などにより、令和5年以降子牛価格が低下したが、薩摩中央家畜市場においては優秀な種雄牛の造成と繁殖雌牛の改良により、他市場より下げ幅は小さく子牛取引価格は全国上位の成績を取めている。

その他の主な農産物としては、野菜8品目（さといも、ごぼう、かぼちゃ、いちご、トマト、ジャンボいんげん、なす、にがうり）、果樹6品目（きんかん、うめ、温州みかん、ぶどう、なし、マンゴー）及び茶を重点品目・推進品目として指定し、産地ブランドの確立や安定的な生産を目指して取り組んでいる。

一方、農業者の高齢化や担い手・後継者不足に起因する荒廃農地の増加や、管理不足による生産基盤の脆弱化が進行していることに加え、鳥獣被害による営農意欲の低下など離農者の増加も進んでおり、将来においても農業・農村の環境を維持・保全していくためには、地域農業の担い手・後継者の確保が急務となっている。

そのために、地元農家における研修制度の構築や地域ぐるみで地域農業に取り組む「集落営農」の推進、効率的で生産性の高い競争力のある経営体の育成、新たな技術（スマート農業など）の導入による効率化、定住に結びつく外国人労働者の確保も必要となっている。

② 林 業

本町の森林面積は 21,422ha(令和7年度鹿児島県森林・林業統計)で、町の総面積の約70%を占めている。その山林の多くはスギ、ヒノキの人工林が占めており、成熟した森林資源を有している。

しかし、好調な海外輸出等を背景に木材の需要が高まり、森林伐採が行われるものの森林所有者の高齢化や後継者不足等により、再造林が行われず、森林の有する公益的機能が十分に発揮されない状況が懸念されている。

このため、本町では、豊富な森林資源を「林産物を生産する場」として捉える一

方、水源かん養や国土保全といった森林の持つ多面的な機能を発揮させ、近年の国民の環境保全及び地球温暖化防止意識の高まりに応えるような計画的な森林整備が必要となっている。

適切な間伐や再造林をはじめとした森林整備の促進や林業担い手の確保など森林経営体制の強化を図るとともに、地域材使用の木造住宅建築の積極的な推進や景観に配慮した森林づくり等総合的な対策を講じていく必要がある。

③ 水産業

本町の中央を流れる川内川は、久富木川、穴川、夜星川等多くの支流によって形成され、それらを包むように原生木が生い茂り、四季を通し様々なコントラストを川面に映し出し、写真や絵の愛好家の被写体として親しまれている。

また、コイやフナをはじめアユ、カニ、ウナギなど多くの魚種にも恵まれ、特に、アユやウナギについては、郷土料理の逸品として定評があり、旅館や飲食店の食事等に提供されている。

漁獲量は、減農薬農業の普及、合併処理浄化槽の普及、河川環境の保全に対する意識の高まりを背景に水質の改善が図られているものの、外来魚、カワウ等による魚卵や稚魚の捕食がみられ、年々減少傾向にある。

今後も引き続き、川内川漁業協同組合と連携し、稚魚放流や外来魚駆除を進めることによる魚類の保護・繁殖を進めていく必要がある、また、川内川を取り巻く自然景観の保全や河川の浄化活動など親水空間の保全活動を地域住民一体となって進めていく必要がある。

④ 地場産業の振興

本町の地場産業は、竹材工芸をはじめ木材加工、焼酎製造、食品加工など豊富な地域資源を活用した小規模事業所が大部分を占めている。

しかし、長引く景気低迷による消費者の購買意欲の低下やアジアを中心とする低価格製品等の影響により、生産量、販売額の低迷が続いている。このため、伝統ある地場産業を継承する後継者や担い手不足といった課題も生じている。

今後も、消費者ニーズに対応した商品の開発を進めるため、地方創生の根幹となる地域の産官学金を含む関係者が一体となって、「薩摩のさつま」ブランドを中心とする町特産品の販路拡大やサービス、体験の機会創出を目指すとともに、町内の農林業や商工業、観光業等と連携して取り組む必要がある。

⑤ 企業誘致

本町には、企業誘致を推進する工業団地が2箇所（倉内・田原）整備されており、本町最大の誘致企業である㈱日特スパークテックWKSをはじめ、関係協力工場などが立地している。

近年、海外での貿易摩擦や地域間の紛争や輸送経路の混乱など不安定な状況が続いている。また、生成AIの普及やDXの進展による半導体需要の高まりから、産業構造や貿易の在り方が大きく変わりつつある。

そういった中、定住促進と雇用の場を確保するとともに、地域経済の活性化を目指し、社会情勢に即した企業立地動向の迅速・的確な把握に努め、魅力ある立地環境を形成し、トップセールスを含めた積極的な展開を行っている。

また、既に本町に立地した誘致企業については、異業種交流や地域経済研修など交流・研修の機会をはじめ設備投資しやすい環境を整備するなど、側面から支援していく体制づくりを進めていく必要がある。

⑥ 起業の促進

長引く景気低迷の中で、地域経済の活性化や雇用の拡大を図るためには、新たな雇用の場の確保対策を講じていく必要があり、その手段として、優良な企業の誘致活動の展開を進める一方、新たな起業を促進することが必要である。しかし、起業に関する情報・知識不足、準備不足から実現に至らないケースや起業してもうまくいかないケースも見受けられることから、起業に関する情報提供、研修の機会を提供するなど、地域における起業のための環境整備を進めていく必要がある。

また、地域資源や技術革新を活用した産業競争力を強化する必要性から、産官学金による地域の高いポテンシャルを有効に活かす支援体制を構築するとともに、本町ならではの特色ある起業化に向けた取り組みを進めていく必要がある。

⑦ 商業

コンビニエンスストアの台頭、インターネットを中心とした購買・物流の急激な拡大による市場構造変化が急速に進んでおり、小規模店舗などの既存流通の落ち込みにつながっている。また、アフターコロナの経済活動を活性化させるため、様々な取り組みが行われているが、生活様式の変容から以前ほどの消費活動へはつながっていない。

また、小売店においても経営者の高齢化や後継者不足などによる空き店舗の増加等多くの課題を抱えている。

近年の道路網の整備やモータリゼーションの進展により、消費者の行動パターンもより新しく、専門的で品揃えが豊富な商圈エリアを求めて拡大してきている。

しかし、地域住民の日常生活における買物の利便性の確保や都市機能として或いは地域経済活動の重要な役割として商店・商店街は重要な役割を担っていることから、多様化する消費者ニーズに対応するため、物やサービスの提供のみならず、生活情報の提供や消費者の利便性の向上につながるような取り組みも必要になっている。

⑧ 観光・レクリエーション

本町は、「山」「川」「温泉」「食」など豊かな自然を満喫できるゾーンで形成され、県内各方面から容易にアクセスできる場所に立地している。

近年、スポーツと温泉を組み合わせたコンベンション活動や川内川を活用した四季折々の多くのイベントの実施、観光公園、観光農園、体験農業など交流人口・関係人口の増加へ向けた取り組みが進められてきている。

観光は、産業・教育・福祉など各分野の様々なパーツを地域資源と組み合わせることにより、創りあげられるものであり、それらを総合的に観光メニューとして確立し、その推進体制を整備することで、観光客が利用しやすい環境が整えられる。

高規格道路など高速交通網の整備が進む中で、本町の立地条件を活かした観光への取り組みはますます重要度を増してくると予想されることから、人や自然環境との触れ合いなど交流的な要素を取り入れた体験型、さらに滞在型の観光等を推進し、豊かな自然環境や良好な景観など「さつま町らしさ」が伝わる特色ある地観光地づくりを進める必要がある。

(2) 対 策

① 農 業

本町の農業を魅力と活力あるものとするため、地域の資源や特性を最大限に活かしながら、関係機関・団体等との連携を図り、次の施策を重点的に進める。

(ア) 地域資源を活かしたブランド化・産地化と流通の促進

- 地域ブランド「薩摩のさつま」を中心に、農林産物の地域特性を活かした商品、サービス等、地域そのもののイメージを結びつけながら、地域全体で連携したブランド化を図る。
- 地域特性を活かした農林産物の生産と消費者から信頼される産地形成及びブランド化を目指し、高品質の米・野菜・果樹・芸作物等の多品目生産、海外市場への輸出拡大、地域内での地産地消、農産物加工センター等を活用した農産物加工製品の開発や生産から販売まで可能な6次産業化に取り組む。
- 全国屈指の子牛生産地の維持・拡大を図るため、優良雌牛の自家保留を強力に推進するとともに、次代を担う種雄牛の造成に努める。
- 全国の家畜市場において産地間競争が激化しており、購買者から好まれる牛づくりのための指導体制を充実し、魅力ある市場の維持・拡大に努める。

(イ) 安心・安全な農産物の生産や地産地消等の推進

- 農産物に対する消費者の安心と信頼の確保を図るため、JA北さつまの各作物部会をはじめ、農産物生産グループにおいてGAP※取得を支援する。
- 安全・安心な地場農産物を地元で消費する「地産地消」を推進する。

※ GAP（農業生産工程管理）：農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みのこと。

(ウ) 農業担い手の育成・確保

- 新規就農者や認定新規就農者、青年農業士の確保・育成を図るため、指導農業士や薩摩中央高等学校、農業大学校等との連携強化を図る。
- 地域の合意に基づき地域における担い手の育成を明確にした上で、認定農業者や認定新規就農者の確保・育成や集落営農の組織化を図るとともに、集落営農の法人化を推進する。
- 担い手への農地の面的集約や集団的土地利用を進めるために農地中間管理機構を活用し、地域農業の将来を担う大規模経営の担い手育成に努める。
- 女性農業者の経営参画や地域農業における位置付けを明確にして、女性の活躍の場を広げ、農村における男女共同参画を推進するほか、家族経営協定の締結を促進する。
- 労働力不足対策として、「スマート農業」「農福連携」「技能実習制度（育成就労制度）の活用」

(エ) 農業生産基盤の整備

- 未活用農地を含めた農地を集約・団地化し、農作物の生産・加工・販売まで行う農業法人等を育成することにより、新たな農業体系の構築を目指す。
- 生産性の高い農業構造を確立するため、地域の特性を活かした集落営農や認定農業者等への農地集積を促し、ほ場及び用排水施設等の生産基盤整備や水田の汎用化、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用推進に努める。
- 有害鳥獣の被害防止対策を強化し、農業者の生産意欲の向上を目指す。

② 林業

- 林内路網の整備を推進し、労働力の削減及び生産コストの縮減に努め生産性の向上と生産量の拡大を図る。
- 治山事業により、荒廃森林の復旧及び山地に起因する災害を未然に防止し、災害に強い安全な県土づくりに努める。
- 県内有数の竹林を甦らせるため、担い手対策や生産基盤の整備、需要拡大策を一体的に行い、早掘り筍の産地として「質」「量」とも全国一を目指す。
- 日本有数の面積を誇る「竹」資源をバックに、薩摩川内市竹バイオマス産業都市協議会や教育機関などとの連携による竹資源の新たな活用策の研究や公共施設等のリノベーションによる「竹のまち」としてのイメージの定着化を図る。
- 将来にわたり森林の恩恵を享受することのできる健全な森林を育成し、次世

代に継承できるよう努める。

③ 水産業

- アユなどの水産資源の維持・拡大に向け、川内川漁業協同組合と連携し、稚魚の放流事業や外来魚駆除事業等の支援を行いながら内水面漁業の振興を図る。
- 環境分野を始め各関係機関等と連携し、河川を取り巻く自然環境の保全に努める。

④ 地場産業の振興

- 伝統産業の育成・支援及び地元産品・商品の消費拡大に取り組むため、農業、商工業、飲食・観光業、行政等の関係者が一体となって、「薩摩のさつま」ブランドを中心とした特産品振興を推進する。
- 新たな商品開発や新産業を創出しようとする者に対して、商工会をはじめ鹿児島県工業技術センターやかごしま産業支援センター等の関係機関と連携した支援を行う。
- 商工会やJA北さつま等の専門的機関との連携を強化し、商工業者の支援・育成、新たな市場開拓に努める。
- 農林漁業者と地元商工業者等との情報交換会や商談会を実施するとともに、新たなニーズを把握するためのマーケティング調査を実施する。
- 関係機関等と連携し、セミナー等の開催による人材育成や新商品開発のための試験研究を推進する。

⑤ 企業誘致

- トップセールスを含む積極的な企業誘致に取り組み、ハローワークや町内誘致企業などとの密接な連携・情報共有を図りながら、規模拡大や雇用の確保に向けた支援策の充実に努める。
- 既存の「ものづくり企業振興会」をベースに、金融機関や新規参入企業等の加入を勧めながら異業種による交流を促進し、企業活動の活性化を図る。

⑥ 起業の促進

- 新しい分野への展開を図る企業等に対し、国・県等の育成支援制度の情報を積極的に提供するとともに、県工業技術センターや大学等の産官学金連携推進組織と連携し、地域資源を活用した商品開発、ビジネスストーリーを確立し、起業促進を進める。
- 町内で創業しようとする新規参入者に対しては、商工会や金融機関等の創業支援機関で構成する「さつま町創業支援ネットワーク」による一体的・継続的な支援を行うほか、後継者に対しても経営指導や各種制度の創設・活用など、商工

会や関係機関と一体となった支援を進める。

⑦ 商 業

- 中心市街地における商店街の環境保全施設の整備や空き店舗活用の取り組みを進める。
- 商工会等の関係機関と連携し、経営診断、指導、助言などの相談・伴走型支援体制の充実に努め、新規参入創業者を育成するとともに、魅力ある店舗づくりへの支援に努める。

また、各店舗や商工会等が連携し、新型コロナウイルス感染症に配慮した各種イベントやさつまdeまちゼミ※の開催などを活用した商店街の活性化を図る。

- 空き店舗バンクへの登録を促進し、空き店舗利活用の支援をより充実させ、商店街の空洞化対策に努める。また、新規創業を促進するため鉄道記念館や店舗等の空きスペースを活用したショップインショップの実施について検討を進める。
- 高齢化の進行による交通弱者の増加などに対応するため、関係機関・団体と連携し、買物支援対策の取り組みを進める。
- 中小事業者の経営革新に向けた取り組みを支援するため、中小企業新事業活動促進法に基づく支援や県中小企業融資制度の活用を促進する。
- 後継者に対する経営指導や各種制度の創設・活用など、商工会や関係機関と一体となった支援を行う。

※ まちゼミ：まちゼミ（得するまちのゼミナール）は愛知県岡崎市を発祥とする取り組みで、商店街の経営者等が講師となって、プロならではの専門的な知識や情報、コツを無料で受講者に伝える少人数のゼミのこと。

⑧ 観光・レクリエーション

(ア) 地域の特性を活かした観光資源の活用と創造

- 紫尾神社の拝殿下からわき出す「神の湯」紫尾温泉や、湯治場として江戸時代後期から栄え、別名「美人の湯」とも呼ばれる宮之城温泉など、本町が誇る「温泉」という貴重な資源と各地域の様々な資源との融合による新たな魅力づくりにより、滞在客やリピーターの確保など他の温泉地との差別化を図ることで、温泉を中心とした観光振興に取り組む。
- 地域資源の活用と新たな発掘により、体験（創る・触れる・食べる等）や、地元との交流（語る・集う等）を楽しめる観光プログラムを開発し、見て通るだけの観光に終わらない魅力を多様に発信することで、地域内滞在時間の延伸を目指す。

また、近年、水害等により激減したホテルについても、ホテルの生息環境を整えるなどホテル再生にも取り組み、ひいては、ホテル舟の再開を目指す。

- 町内における旅行者が、より満足できる滞在時間を過ごせるようこれまでになかった新しい価値の創造に取り組む。

- 本町の自然、人、農産物などの魅力を丁寧に掘り起こし、地域の誇れるものとして発信し、イメージアップと地域の誇りを醸成する。

(イ) 戦略的な情報発信と誘客活動の展開

- 磨き上げた観光資源、食や体験を結び、各エリアと連携した着地型旅行や教育旅行、外国人向けの体験旅行商品の企画・開発・販売を推進する。
- 市場の分析に加え、地域の事業者ニーズや観光地としての魅力を適切に把握し、対象となる顧客を定めた上で適切なプロモーションを行う。
- ターゲット層のニーズを的確にとらえ、インバウンド観光にも訴求力があるインターネットや SNS、インフルエンサーの活用など、観光客として来訪してほしいターゲット層への効率的・効果的なプロモーションを展開する。
- 多様化する観光ニーズに応えていくために、広域連携を図る自治体の観光資源を共有しながら相互に補完・利用して、観光客の広域的な受け入れ態勢の確立を目指す。

(ウ) 観光振興を担う人材育成と受入体制の充実

- 本町に暮らす一人一人が主役であるという認識のもと、住民や民間事業者、観光関連団体、行政が一体となり、まち全体で観光客を温かくおもてなしできる環境づくりを推進する。また、本町は自然の恩恵を受けて観光施策に取り組んでおり、この自然環境を次世代に受け継いでいくためにも、地域一丸となって環境保全の視点に立った観光地づくりに努める。
- 来訪者が何度も訪れたいくなるまちを目指し、観光案内機能の充実や高齢者や障がいのある方など、誰もが快適で安全に過ごせる観光基盤の整備、来訪者の満足度向上につながる受入環境の整備を推進し、“さつま”ファンのとなる関係人口の増加に努める。
- 町内の「稼ぐ力」を高めるため、町観光特産品協会、関係機関や団体、観光関連事業者等と連携して、“さつまならではの魅力ある観光商品の開発や受入体制の強化を行うためのマネジメント機能の強化に努める。

数値目標

項 目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
農業産出額	13,517 百万円	16,320 百万円
年間交流人口	1,003,306 人	1,005,000 人
観光宿泊者数	81,775 人	90,000 人

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	中山間地域総合整備事業 さつま北部地区	県	
		農業用河川工作物応急対策事業 (大坪地区) 頭首工改修 1基	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 二渡新田用水路	町	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 甫立原水路	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 大畝町揚水機場	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 (木浜地区) 区画整理等	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 (羽有地区) 区画整理等	県	
		水利施設等保全高度化事業(高収益 作物導入型)(柵野地区)	県	
		農業用排水施設整備, 暗渠排水 等		
		県営ため池整備事業 小松原池	県	
	県営ため池整備事業 湯田新塘池	県		
	県営ため池整備事業 湯田旧塘池	県		
	県営ため池整備事業 大窪池	県		
	林 業	林業事業体間伐等支援事業 森林整備等の実施等	北薩森林 組合等	
		かごしまの竹で育む産地づくり事業 竹林の改良や管理路の開設及び生産・加工 機械等の整備	さつま町 筍生産振 興会等	
		森林整備地域活動支援事業 現況調査及び整備	林業事 業体等	
		浅井野幹線整備 L=1,058m W=3.6m	町	
		宮田市野線 平野橋補修	町	
		七尾線 1号, 2号, 3号橋補修	町	
		紫尾町山線 舟川内橋補修	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
		山仁田線 井手原橋補修	町	
		立山線 大平橋補修	町	
		白男川泊野線 L=8,800m W=4.0m	県	
		茶屋岡線 穴川橋補修	町	
		大崩線 改・舗 L=20m W=4.0m	町	
	(3) 経営近代化 施設 農業	かごしまの農業未来創造支援事業 施設整備	生産組 合	
		活動火山周辺地域防災営農対策事業 施設整備	生産組 合	
	(4) 地場産業の 振興 加工施設	加工センター施設整備事業 施設改修整備、厨房機器等	町	
	(6) 起業の促進	商工業新規参入者支援事業	町	
	(7) 商業 その他	小売業等店舗整備支援事業	事業所	
		商店街環境保全施設等設置及び撤去 費補助金交付事業	通り 会・協 同組合	
		商工業振興事業（補助金） 経営改善普及ほか	商工会	
		商工業制度資金利子補給助成金交付事業	町	
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	にぎわいイベント支援事業	町	
		観光施設・公園等整備事業 施設整備（観光案内板補修等）	町・ 団体等	
		鶴田ダム周辺施設整備	町	
		宗功寺公園整備事業	町	
		宮之城鉄道記念館周辺整備	町	
		永野鉄道記念館及び周辺整備	町	
		公園施設等整備事業	町	
		北薩広域公園、都市公園 運動公園テニスコート場改修	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
	(10) その他	健康ふれあいセンター施設整備事業 設備改修工事、屋根防水工事等	町	
	(11) 過疎地域 持続的発展 特別事業 農業	農産物生産振興対策事業 作物振興補助	各組 織・団 体等	
		鳥獣害対策事業 施設整備	町	
		新規就農者等の確保・育成 ・新たに就農した者を対象に、基盤整備等に要した費用に対して一部補助することにより経営初期段階の事業安定化を図る。	町	
		担い手アクションサポート事業 ・町担い手育成総合支援協議会が主体となって、認定農業者等を対象とした農業経営改善計画の作成支援や営農、就農相談、巡回指導等の支援を行うことにより、対象者の育成並びに確保を図る。	町・協 議会等	
		認定農業者等支援事業 ・認定農業者等を対象に、施設整備や機械導入等に対して一部補助することにより、経営規模の拡大推進、経営安定化等を図る。	町	
		中山間地域等直接支払事業 ・農業生産条件の不利な中山間地域等において農業生産活動を維持するため、中山間地域等直接支払制度の支援によって、農用地の多面的機能の確保を図る。	町・協 議会等	
		環境保全型農業直接支援対策事業 ・農業者の組織する団体等が実施する化学肥料等の使用を低減する取り組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果の高い営農活動を支援することにより、地球温暖化防止や生態系の保全、農用地の多面的機能の確保を図る。	町・協 議会等	
		地域ブランド化推進事業 ・地域ブランド「薩摩のさつま」の確立に向け、農林産物を中心に地域の特性を活かした商品開発など地域全体で連携したブランド認証制度の創設を目指し、農林産物の付加価	町・ 関係機 関	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
		値向上と農家の所得向上を図る。		
	6次産業化	産地生産基盤パワーアップ事業 ・高性能な農業機械のリース導入・取得等による農業生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取り組みと新規就農者等への継承のためのハウス・園地等の再整備や農業機械の再整備等による生産基盤を強化し、生産体制の強化を図る。 鳥獣被害防止対策事業 ・野生鳥獣による農林産物の被害等を自己防衛するための防護柵の設置経費に対して一部助成することにより、鳥獣被害の防止と農林産物の生産安定を図る。 優良雌牛保留導入対策事業 ・薩摩郡子牛展示品評会への出品指導や秀賞牛の町内保留及び導入を推進することにより、肉用牛生産基盤の維持・拡大と肉用牛農家の所得向上を図る。	農業生産法人 町・協議会 町	
	商工業	6次産業化推進事業 ・町の最重点作物である「さといも」をはじめ町の優れた農林産物について、町農産物加工懇談会を中心に付加価値のある商品開発を進めるとともに、町観光特産品協会等との連携により販売網の拡大等を図る。 旅館業等施設整備事業 ・町内の旅館業等の施設整備に対して補助金を交付することにより、宿泊施設の整備充実を図り、宿泊者増及び町の観光振興を促進する。	町・協議会等 旅館事業者等	
	観光	経営継続事業 ・町内の商工業者に設備更新等に対して補助金を交付することにより、更新時の費用を補い経営継続の安定を図る。 広域観光ネットワークづくり ・川内川かわまちづくり観光振興部会等との連携により川内川を拠点とした広域圏での観光ルート整備を進め、地域全体での観光入込客の増加を図る。 訪れる人に優しい観光地づくり ・町内の観光スポットや、自然、食等を含めた観光資源に精通し、町の魅力を発信する観光ボランティアガイドの育成等を図りながら、海外を	商工業者等 町・観光特産品協会 町・観光特産品協会	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
		<p>含めた観光入込客の増加を図る。</p> <p>地場産品振興拡大事業 ・地場中小企業による地域資源を活用した製品の研究開発を支援するとともに、ふるさと納税の返礼品やイベント等を活用した販路拡大、関係機関・団体と連携したPR活動等により地場産品の振興拡大を図る。</p> <p>物産推進事業費 ・薩摩のさつまブランドを中心に町特産品やさつま町を全国にPRし、さつま町の認知度を向上させることで、町特産品の売り上げの上昇やふるさと納税の寄附額増加を図る。また、県内外でのプロモーションを行うことでシビックプライドの醸成を図る。</p> <p>観光構想基本計画策定事業 ・主要な観光拠点施設の整備と観光関連施策等を総合的かつ計画的に推進していくため、基本計画となる観光構想基本計画を策定し、本町の持つ地域資源、特長等を活かした観光振興を推進し、町の経済活性化や地域振興を推進する。</p> <p>にぎわいイベント支援事業 ・町内に住所を有するNPO法人、任意団体、ボランティア団体等が行うイベントに対し、補助を行うことで、地域におけるにぎわいの創出、交流人口の拡大、地域経済の活性化を図る。</p>	町	
	企業誘致	<p>企業誘致推進事業 ・計画的な企業訪問活動や既存の立地企業等へのアフターフォロー等をきめ細かに行いながら、事業規模の拡大や新たな企業誘致を促進する。 ・企業立地促進助成により、町内での事業所の新增設等を促進し、町の産業振興と雇用拡大を図る。 ・企業の社員用住宅建設等を推進することで、立地企業への就労支援を図る。</p>	町	
	その他	<p>土地開発公社事業補助 ・町土地開発公社の経営健全化と円滑な事業運営のための支援を行うことで、住宅団地や工業団地の造成などの総合的な土地対策を推進し、定住者の確保と企業立地等の促進を図る。</p>	町	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
さつま町 全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) 対策」及び「(3) 事業計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分に属する林道及び林道橋りょうについては、さつま町林道施設長寿命化計画に基づいて適切に維持管理を行う。

また、農産物加工センターなどの「産業施設」や町内4か所の「特産品直売所」、宮之城と永野の「鉄道記念館」、健康ふれあいセンターなどの「観光拠点施設」等については、町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、適切に整備並びに維持管理等を行う。

4 地域におけるデジタル化

(1) 現状と問題点

本町では、これまで課題であった高速通信網である光ファイバーの敷設について、令和4年度までに町内全域に整備され、町内ほぼ全ての地域で高速通信が可能となった。また、災害時の拠点となる公共施設の7施設にモバイル通信環境を整備し、非常時のみでなく平常時においても使用可能な通信環境を整えた。

世界的にも急速なデジタル化が進んでいるが、本町においても令和7年度に地域DX推進のための指針となる「さつま町DX推進計画」を策定し、インターネットを利用したオンライン申請やホームページ等を通じた行政情報の提供をはじめ、保健・医療・福祉、教育、生活、環境、交通等多分野でのICT活用による町民サービスの向上、行政業務の効率化を進めている。

一方で、デジタル技術の導入は、単に利便性を追求するだけでなく、「地域内でのつながりや交流」といった人が生み出す温かさや創造的なアイデアと両立させることが重要である。特に、高齢化が進む本町においては、町民の誰もがデジタル化の恩恵を受けられるようにするため、スマートフォン教室の開催や相談窓口の設置といった、デジタルデバイド（情報格差）対策が不可欠である。

(2) 対 策

① 行政サービスの向上と業務の効率化

高度・多様化する社会情勢に対応するため、引き続き情報通信基盤の整備と町民サービスを向上させるデジタル技術の活用や電子決済等の導入を推進し、「行かない窓口」の実現など町民の利便性向上と行政の業務効率化を図る。また、町ホームページやSNSなど、多様な媒体を活用し、町民が必要な情報を容易に入手できるよう積極的な情報発信を行う。

② 誰もが恩恵を受けられるデジタル社会の実現

高齢者をはじめ、誰もがデジタル技術を安心して利用できるよう、きめ細かな相談支援や学習機会の提供（デジタル活用支援）を行う。

③ デジタル技術を活用した地域活性化

観光客の満足度向上につながる公衆無線LAN環境の整備や、地域産業の振興に資するデジタル技術の活用を支援する。

数値目標

項 目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
「行かない窓口」での手続き申請件数 (年間)	111 件	120 件
「行かない窓口」での手続き申請率	9.4%	12.0%

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設 その他	公衆無線LAN整備事業 区公民館等放送施設整備事業 補助金	町 町・協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

町公共施設等総合管理計画において該当する施設はないが、新たな施設の整備が必要となった場合には、同計画の基本的な考え方にに基づき整備を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

① 道 路

本町は、北薩地域の交通の要衝として、市街地で交差する国道267号、328号、504号の3路線を基軸に県道及び町道が補完し合いながら、地域経済の発展や観光の振興、住民生活の利便性に寄与している。

また、南九州西回り自動車道と鹿児島空港を結ぶ高規格道路「北薩横断道路」のうち北薩空港道路(5.6km)と薩摩道路(5.0km)、泊野道路(9.2km)、令和6年には、広瀬道路(5.8km)が供用された。現在、本町内の整備区間として最後となる宮之城道路(約10km)も整備が進められており、本地域における高速交通体系の完成に向けて、地域住民の期待は高まっている。

本町における町道は、令和6年度時点で1,203路線、総延長約804kmで、改良率約61%、舗装率約87%となっており、地域住民の日常生活となる主要道路は全域的に舗装されているが、舗装の老朽化や、生活経路の変容など補修・改良について計画的に整備を進めていく必要がある。

また、既存路線の維持管理については、地域と一体となった取り組みの中で協働管理体系を構築していく必要がある。

橋梁については274箇所(町道)があり、老朽化が進んだものや狭隘なものもあるため、道路整備に併せた年次的整備と長寿命化修繕計画に基づいた予防保全が必要となっている。

② 農 道

本町農道の総延長は約41kmで、水稻をはじめ、園芸・畜産など農産物の流通の合理化や農業経営の効率化等に大きく寄与している。

中山間地域総合整備事業など国・県事業を有効的に活用しながら、大型機械による生産性の向上や作業の効率化、快適な農村環境の整備を図るため、計画的に整備を進めていく必要がある。

③ 林 道

林道の総延長は約127kmで、除間伐作業、木材搬出など林業振興に貢献している。森林は、地域資源として林産物の生産だけでなく、水源かん養や環境保全、リラクゼーションの場など多面的な機能を有しており、これらの機能を有効に発揮させ、活用する手段としての効果的な林道整備が求められている。

④ 交通手段の確保

本町への主要交通機関はバス交通で、運行路線は鹿児島市、薩摩川内市、伊佐市を結ぶ生活交通路線を主体に、町内の地域を在来路線で結んでいる。

このほか、阿久根市、出水市と鹿児島空港間を結ぶシャトルバスが本町を經由し運行されている。

しかし、モータリゼーションの発達や過疎化の進行により、バスの利用率は低迷しており、地方路線バスについては、赤字分を町が補填しながら運行をしている状況である。

このような中、町・バス事業者・地域・地元のタクシー事業者が協力し合いながら、持続可能な公共交通体系とするため、平成22年度に「さつま町地域公共交通総合連携計画」を策定し、コミュニティバス及び乗合タクシーの運行を開始した。

平成29年には「さつま町地域公共交通網形成計画」を策定し、更なる利便性向上を図るため乗合タクシーのドア・ツー・ドア運行を開始した。また、令和7年にはライドシェアを導入し、複数の交通手段を提供することで、地域交通網の安定化が図られた。

一方で、地域としての主要移動手段は依然として自動車によるところが大きく、高齢化に伴う免許返納者数の増加など公共交通への必要性は、ますます高まっている。今後においても、住民の生活様式に対応しながら、安定的で利便性の高い交通体系の整備が必要である。

⑤ 交通安全対策

道路網の整備による通行車両の増加に伴い、交通事故も多発傾向にある。本町における交通事故の発生件数は、令和元年から令和5年までの5年間に185件で、死者3人、負傷者215人となっている。事故件数は、高齢者が絡む事故が約65%と半数以上を占めており、このような悲惨な事故を未然に防ぐためにも、交通安全教育の徹底と安全思想の普及が必要となっている。

また、交通安全点検活動等を通じ、ロードミラー、ガードレール、区画線等の設置など交通安全施設の整備を計画的に進めていく必要がある。

(2) 対 策

① 道 路

- 町道については、幹線道路の重要性及び生活に密着した地域生活道路の整備の緊急性と各種補助事業との整合を図りながら計画的な道路整備を進める。
- 広域的な交流・ネットワーク化を推進するため、国・県道等の整備を促進するとともに、北薩横断道路の全線早期完成を要望していく。

-
- 路面整備の改良や舗装等が必要な道路については、将来にわたる損傷・劣化等を調査し、年次計画により効率的な維持管理に努める。
 - 既存路線の維持管理については、地域との協働による管理体制を図るとともに、法面舗装を行うなど、住民が安心して生活できる道路環境の整備に努める。
 - 橋梁については、安全性や緊急性を考慮しながら計画的に整備を進める。
- ② 農道
- 一般農道の整備については、広域農道や基幹農道、一般道とのアクセスを図るため、農村総合整備事業や中山間地域総合整備事業等により、計画的に整備を進める。
- ③ 林道
- 林道については、木材搬出及び間伐作業をはじめとする森林作業の円滑化を図るため、改良・維持管理及び新設による整備を進める。
- ④ 持続可能な地域公共交通の確保
- 「さつま町地域公共交通計画」に基づき、交通事業者や町民、周辺自治体など多様な主体と連携し、持続可能な公共交通ネットワークの維持・確保に努める。
 - コミュニティバスや乗合タクシーの運行を継続するとともに、新たな交通サービスの導入も検討し、利便性の高い交通体系の確保に努める。
- ⑤ 交通安全対策
- 警察署、交通安全協会、安全運転管理者協議会、区公民館など関係機関・団体と一体となった町民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通事故防止に努める。
 - 依然として高齢者の交通事故が多いことから、高齢者ふれあいサロン等を対象にした交通安全教室を実施しながら、交通安全への意識啓発に努める。
 - 交通安全施設の点検活動を実施し、危険箇所や事故多発地域等にロードミラーやガードレールなど、交通安全施設の整備に努める。
-

数値目標

項 目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
道路整備総延長	804km	810km
乗合タクシーの1便あたりの乗車人数	1.66 人	1.99 人
コミュニティバス1便あたりの利用者数	4.36 人	5.23 人

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 町 道 道 路	池之野大谷線 舗 L=773m W=6.0m	町	
		京塚原採穂場線 改・舗 L=1,300m W=7.0m	町	
		川口平川線(第2期分) 改・舗 L=2,280m W=7.5m	町	
		佐志本通り線 改・舗 L=650m W=5.0m	町	
		紫尾山頂線 改・舗 L=2,000m W=4.5m	町	
		大川内線 改・舗 L=500m W=5.0m	町	
		二渡川口線 改・舗 L=1,260m W=5.0m	町	
		旭船木線 舗 L=980m W=7.0m	町	
		柵野線 舗 L=500m W=7.4m	町	
		築平線 改・舗 L=560m W=5.0m	町	
		川口線 改・舗 L=1,650m W=7.0m	町	
		虎居東線 改・舗 L=240m W=6.5m	町	
		屋地佐志線 改・舗 L=180m W=9.5m	町	
		川口薩摩湯田停車場線 改・舗 L=700m W=6.3m	町	
		大角西平線 改・舗 L=600m W=5.0m	町	
		篠田線 改・舗 L=700m W=5.0m	町	
		グリーンロード5号線 改・舗 L=400m W=7.0m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
		永野線 改・舗 L=700m W=7.0m	町	
		愛宕下船木線 改・舗 L=2,500m W=6.0m	町	
		倉内工業団地3号線 改・舗 L=200m W=8.0m	町	
		川原線 改・舗 L=800m W=6.0m	町	
		鶴宮線 改・舗 L=3,100m W=6.0m	町	
		屋地佐志線(第2世代) 改・舗 L=2,500m W=6.0m	町	
		田ノ頭線 改・舗 L=330m W=4.0m	町	
		新地線 改・舗 L=540m W=5.0m	町	
		田原線 改・舗 L=500m W=5.0m	町	
		宇堂山日露線 改・舗 L=400m W=6.0m	町	
	橋りょう	竹之元橋(鶴田ダム1・2号線) 修繕 L=59.8m W=4.1m	町	
		鶴宮橋(グリーンロード2号線) 修繕 L=31.5m W=8.7m	町	
		小川田橋(小川田中津川線) 修繕 L=45.0m W=9.0m	町	
		雲母橋(グリーンロード1号線) 修繕 L=39.8m W=7.0m	町	
		紫尾大橋(グリーンロード2号線) 修繕 L=28.2m W=8.7m	町	
		梁原橋(五日町川口梁原線) 修繕 L=30.2m W=8.2m	町	
		黒岩橋(黒岩線) 修繕 L=12.5m W=4.7m	町	
		第2野平橋(宮前境田線) 修繕 L=4.0m W=7.8m	町	
		前平橋(前平線) 修繕 L=12.0m W=4.7m	町	
		平成黒鳥橋(古井手2号線) 修繕 L=51.0m W=7.7m	町	
		築平大橋(永野西部線) 修繕 L=48.5m W=9.2m	町	
	その他	交通安全施設整備 ガードレール、カーブミラー等の 設置	町	
	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通等	地域公共交通対策維持確保事業	町・	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
	基金積立	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーやコミュニティバスを運行事業者に委託して運行するもので高齢者等の移手段の確保と交通空白地の解消を図る。 地域公共交通計画実施支援 ・地域公共交通計画に基づき、利便性の高い、地域旅客サービスの提供を図る。 地域公共交通計画策定 ・住民や観光客等の移動ニーズにきめ細かに対応する公共交通のあり方を総合的に検討し、計画として定めた上で、より利便性の高い公共交通の維持を図る。 地域公共交通対策維持確保基金事業 ・地域公共交通の維持確保のため、計画的な基金運用により乗合タクシーやコミュニティバスなどの地域公共交通事業の安定した運営を図る。 	協議会 町・協議会 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分に属する町道及び橋梁については、さつま町舗装長寿命化修繕計画並びにさつま町橋りょう長寿命化修繕計画に基づいて適切に維持管理を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

① 水道施設

本町の水道事業は、平成29年度に上水道事業に一本化し、令和6年度における給水人口は17,278人、普及率は93.7%となっている。

施設においては、老朽化が進んでいることから、水源地、配水池、配水管などの基幹施設の更新・改良が必要となっている。

また、災害時においても安定した水の供給ができるように、施設の耐震化、給水拠点施設の整備などを計画的に進めていく必要がある。

安全で良質な水を安定的に供給するため、施設の維持管理の強化、水質保全対策の推進が必要となっているが、給水人口の減少などにより経営環境は厳しくなってくることから、より効率的な運営による水道事業経営の基盤強化が求められている。

② 汚水処理施設

近年、生活様式の都市化や高度化また産業活動が活発化する中で、生活排水等による水質汚濁が大きな社会問題となり、住民の生活環境に対する関心が高まってきている。このような中、本町では、合併処理浄化槽の設置の促進と農業集落排水事業を実施しているが、さらに環境意識の向上とともに雑排水の適正な処理のため、引き続き合併処理浄化槽の新設、単独処理浄化槽からの転換並びに農業集落排水施設への加入促進の取り組みを進めていく必要がある。

また、農業集落排水施設は供用開始から20年以上が経過しており、老朽化が進行したインフラの持続的な機能確保が必要となっている。

③ 火葬場

町には昭和47年に建設された火葬場「やすらぎ苑」があり、年間利用は約540件となっている。平成6年に施設の大規模改修が行われたものの、老朽化が著しいことから、住民サービスに悪影響を及ぼすことのないよう計画的な修繕を行う必要がある。また、生活環境の整備を目的に町営墓地（東谷・弓場ヶ迫・旭）が整備されているが、参道等の老朽化により高齢参拝者が歩きにくいなど、支障が生じていることから参拝しやすい施設として、参道の改良、整備等が求められている。

④ 河川・砂防

本町には、川内川をはじめとする1級河川が21本、準用河川が45本、普通河川が126本あり、その周辺部に水田をはじめとした耕地が開け、集落を形成している。

平成18年の集中豪雨により川内川が氾濫した県北部豪雨災害をはじめとする

数々の水害が発生し、地域住民に被害や不安を与えてきた。このため、河川激甚災害対策特別緊急事業や鶴田ダム再開発事業が実施され、河川の改修等により災害に対する不安は軽減されているが、近年の集中豪雨は想定を超える雨量となる場合も多く、今後も住民生活の安全・安心や土砂災害から住民の生命を守るため、河川や土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等を図っていく必要がある。

また、国や県など河川管理関係機関との連絡体制を常に保ち、地域住民への情報の迅速な伝達方法等を確立し、災害の未然防止、河川環境への理解と協力を推進する必要がある。

⑤ 廃棄物処理施設

ごみ収集業務は、可燃物・生ごみを指定区域内で週2回、不燃物を月1回、資源ごみを月2回収集し、クリーンセンターで処理しており、毎月第3日曜日には特別開場し、家庭からのごみの持込にも対応している。

また、平成12年度からごみ収集業務を、さらに平成26年度からクリーンセンター最終処分場の運転管理を民間業者に委託している。

し尿汲み取り収集については直営で行い、浄化槽汚泥については許可業者が行い環境センターで処理している。浄化槽の普及に伴いし尿汲み取り量は減少傾向にあるが、汚泥処理量は増加している。

今後、事業量と経営とのバランスを考慮しながら、健全な運営体制づくりに努めていく必要がある。

⑥ 消防施設及び消防・防災体制の強化

本町の消防体制は、常備消防と4方面隊19分団の非常備消防からなっている。火災発生などにおける消防団への情報伝達は、消防本部からの防災行政無線サイレン吹鳴や携帯電話等への安全・安心情報メール、MCA無線機が活用されている。この他、災害に対する情報の収集及び伝達については、防災行政無線を活用している。

近年、社会経済情勢の変化や生活形態の多様化に伴い、火災の潜在的危険性は増大しており、更なる消防力の強化が望まれる。

消防施設の整備等については、庁舎老朽化に伴う改修や消防車両・資機材等の計画的な更新が必要である。

今後も、住民の防災意識の高揚を図りながら、自主防災組織や消防団と連携し、各種災害に対応できる総合的、かつ計画的な消防・防災体制の充実を進める必要がある。

⑦ 住 宅

本町はこれまで、定住対策として宅地開発や町営住宅の整備を進めてきた結果、宅

地開発242区画を行い、令和6年度までに237区画を分譲・賃貸している。また、町営住宅等は455戸、一般住宅28戸を管理している。

今後は、分譲地については残区画もわずかとなっているが、宅地需要の動向、地域ニーズの把握、周辺環境と定住要件との分析、検証作業を進めながら、民間による開発誘導も含め、新たな宅地開発の必要性の有無を検討していく必要がある。

町営住宅については、耐用年数を経過し、老朽化したものは計画的に整理を行いながら、既存ストックの維持・修繕を行うことで長寿命化を図る必要がある。

(2) 対 策

① 水道施設

- 既に整備された施設の維持管理については、配水管の整備、老朽管の更新、配水池の補修や取水施設の整備・更新を計画的に進めるとともに、中央集中管理システムによる水質監視・施設監視体制を強化する。
- 地下水や河川等の水源の維持に努め、安全・安心な水の提供に努める。
- 水道施設未整備地区については、住民の意向を踏まえながら水道施設整備を推進する。

② 汚水処理施設

- 油脂類の適正処理や廃油石鹼活用など、生活環境や河川環境改善に対する意識啓発に努める。
- 水質保全と快適な生活環境を確保するため、今後も合併処理浄化槽設置を積極的に推進する。
- 農業集落排水施設への加入促進を図り、生活排水の浄化と良好な農業用水の確保に努める。

また、農業集落排水施設に係る機能保全計画等に基づき、対策を計画的・集中的に実施する。

③ 火葬場

- 施設の機器類については年次的な修繕や定期点検を行い、火葬炉など大規模な修繕は、住民サービスに支障が生じないように年次計画的に進める。
- 町営墓地は、参道や側溝、法面等の整備を進める。

④ 河川・砂防

- 土砂災害等の被害が予想される危険地域については、防災・砂防堰堤等の整備を進める。
- 中山間地域等での保水、貯水機能の能力拡大を図るため、川内川流域一帯とな

った検討組織の構築を目指す。

- 河川に関する情報伝達体制を確立し、迅速で確実な河川情報を地域住民へ伝達できる情報網の構築への取り組みを進める。

⑤ 廃棄物処理施設

- 施設の健全運営のための経営健全化計画に基づき、効率的な施設運営を進めながら、クリーンセンター、環境センター及び最終処分場の長寿命化を図る。
- マイバッグ（買物袋）持参や未包装商品の購入促進など、環境意識を高めるための啓発活動を行うとともに、関係団体と連携した取り組みを進める。
- ごみの適正処理と資源ごみのリサイクルが円滑に行われるよう、可燃ごみ、資源ごみなどの基準に沿った分別収集の徹底に向けた取り組みを進める。

⑥ 消防施設及び消防・防災体制の強化

- 急傾斜地や河川沿いなど危険箇所の再点検や周辺部の居住状況等を把握し、常に災害に対する啓発活動を行いながら災害意識の高揚と災害知識の普及に努めるとともに、災害時要配慮者対策の促進を図る。
- 消防本部及び消防団の消防施設や消防車両・資機材等の計画的更新、防火水槽等の消防水利施設の整備を進めるとともに、消防職・団員の各種研修の充実を図り、資質と技能向上による消防力の充実強化に努める。
- 地域消防の基盤組織である消防団の活動促進と自主防災組織等との連携による地域防災力の向上を図るとともに、団員確保に係る処遇の改善に努める。
- 北薩地域の3消防本部による消防通信指令業務の共同運用について、令和3年度より事務協議会を設置し、準備を進めてきたが、令和7年4月から運用開始され、迅速かつ高度な相互応援による災害対応能力の向上が図られた。

⑦ 住 宅

- 土地開発公社と連携を図りながら、賃貸・分譲住宅団地の早期契約・完売に努める。
- 町営住宅は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な事業の推進を図る。
- 無秩序な宅地造成を抑制し、良質な宅地等の造成・開発指導に努める。

数値目標

項 目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
「住み続けたい」と感じる町民の割合	69.8%	75.0%
きつま町は災害に強いまちだと思ふ割合	20.6%	50.0%以上
交通安全対策・防犯面で安全安心なまちだと思ふ割合	35.4%	70.0%以上

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道事業 施設改良等	町	
	(2) 下水処理 施設 農村集落排 水施設	農業集落排水施設整備	町	
	(3) 廃棄物処 理施設 ごみ処理施設	クリーンセンター施設整備 最終処分場施設整備	町 町	
	し尿処理施設	環境センター施設整備 汲取り車整備	町 町	
	(4) 火葬場	やすらぎ苑施設整備	町	
	(5) 消防施設	常備消防施設整備事業 消防、救急車両の更新整備等 非常備消防施設整備事業 消防ポンプ自動車の整備更新、耐 震性貯水槽の設置等 消防車庫整備更新事業 北薩3消防本部指令センター整備事 業	町 町 町 町 町・協 議会	
	(6) 公営住宅	町営住宅建替事業 公営住宅等長寿命化計画策定 町営住宅改修事業	町 町 町	
(7) その他	急傾斜事業単地区 急傾斜地崩壊対策事業 負担金	町 県		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		県単砂防事業 負担金	県	
		地方特定道路整備事業 鶴田大口線	県	
		県単道路整備事業 黒木新地線	県	
		県単道路整備事業(改良) 原口薩摩山崎停車場線	県	
		県単道路整備事業(改良) 宮之城祁答院線	県	
		住宅・建築物安全ストック形成事業 がけ地近接等危険住宅移転事業、 木造住宅耐震改修	町	
		住宅リフォーム支援事業	町	
		都市下水路整備事業	町	
	(8) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	その他 危険施設撤去	危険家屋解体撤去補助事業 ・倒壊等のおそれのある危険空き家の除却に対して補助金を交付することで、増加傾向にある空き家の除却を促すとともに景観の維持、向上並びに跡地の利活用を促進する。	町	
	その他 防災・防犯	消防災害支援隊設置事業 ・消防団が行う訓練や災害時の活動を支援する消防災害支援隊（退職消防団員等で組織）の活動充実を図ることで緊急時等における消防力低下の補完を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分に属する上水道については、さつま町水道事業経営戦略に基づいて適切に維持管理を行う。

また、クリーンセンター、環境センター、やすらぎ苑などの「環境衛生施設」等については、町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、適切に整備並びに維持管理等を行う。

町営住宅、公営住宅については、さつま町公営住宅等長寿命化計画に基づいて適切に維持管理を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

① 子育て環境の確保

本町の0～14歳までの年少人口は、令和2年（国勢調査）では、2,199人で全体の10.9%を占めているが、半世紀前と比較して大幅な減少となっている。本町の合計特殊出生率は、1.59で、全国の合計特殊出生率1.26、鹿児島県の1.54を上回っているものの、人口置換水準には程遠く、依然として厳しい状況が続いている。

近年、少子化や核家族化、夫婦共働き世帯の増加により、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変わり、加えて、地域社会においては、近隣とのつながりが希薄になっており、家庭状況の多様化や地域の変化による子育てのしにくさが課題となっている。

そこで、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長できるように家庭・地域・学校・行政が連携し、子育て世帯が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないように、社会や地域ぐるみで子どもを育てる環境が必要である。

② 高齢者等の保健及び福祉

本町の65歳以上の高齢者人口は、令和2年国勢調査において8,457人、率にして41.7%と町民の4割以上が65歳以上の高齢者となっている。

平成2年には23.5%であった高齢化率が、30年間で18.3%上昇しており、これは、県全体の高齢化率32.5%を大きく上回り、県内でも高い高齢化率となっている。

(ア) 生きがいづくり

高齢者の社会参加が図られ、高齢者が地域の担い手となることは、地域づくりの観点から重要であるとともに、高齢者の生きがいづくりとしての効果も期待される。高齢者と社会とのつながりを確保し、地域包括ケアシステムづくりの一環として、社会参加と生きがいづくりの場や環境づくりを推進することが求められている。

(イ) 労働力の低下と高齢者の人材活用

少子高齢化の進行と労働力の社会流出により、本町生産年齢人口の占める割合は年々減少傾向にあり、労働力の低下が懸念されている。一方、地方が持続的に発展していくためには、より生産性を高め、所得水準を向上させ、それにより適切なサービスを楽しむといった社会循環を構築していく必要がある。

このため、これまでの経験や技能を活かし、高齢者の人材活用を図り、働くことに生きがいを感じている高齢者の活用で、労働力の低下を補い、あわせて高齢者の健康維持と生きがいづくりに寄与する高齢者福祉の充実のための取り組みが

課題となっている。

(ウ) 保健医療と高齢者対策

高齢化の進行と高齢者の増加、高度医療の普及により、医療費が増大し財政面に与える影響が年々増加傾向にある。このため、日常生活の中で住民が健康で快適に過ごせる環境を整える必要がある。町では、健康意識の醸成と地域ぐるみの健康増進活動を推進していくために、“健康づくり推進の町”宣言（平成23年2月）を行い、「健康さつま21」を基本に、健康づくりに取り組むこととしている。

健康保持には日頃からの本人の努力や心がけが基本であり、これに加えて医師や保健師等の指導助言も必要である。今後、高齢者ふれあい・いきいきサロンなどを活用し、高齢者の健康維持に努める必要がある。

(エ) 介護と介護予防

本町における要介護・要支援認定者数は、令和5年時点で約1,600人弱おり、高齢者全体の約20%を占めている。また、要介護者の認定率は、令和4年度から減少に転じており、全国平均とほぼ同じ、県平均より低くなっているが、在宅介護者における主たる介護者の高齢化は、変わらず顕著となっている。

一方、高齢者の多くは、現在の住居に住み続けたいと望んでおり、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められている。

③ 障がい者の福祉

本町の障害者手帳所持者数は、人口減少と共に減少傾向にあり、令和5年4月時点の所持者数は1,623人となっている。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数が減少傾向にある一方、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、やや増加傾向にある。

「障害者総合支援法」の理念に基づいて、障がいの有無に関わらず、どのように生活するかについての選択の機会や社会参加の機会が確保される共生社会の実現が求められており、少子高齢化が進む中で、町民が安心して生活していくためには、地域全体で支え合う地域福祉の取り組みを総合的に進めていくことが重要であり、障がい者にも利用しやすい道路や施設整備も課題となっている。

(2) 対 策

① 子育て環境の確保

- 子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、保育サービスの充実に努め、子育て支援センターの情報提供や地域における子育てネットワーク

の形成、保育料や医療費の軽減など、子どもを育てる環境づくりを推進する。

- 次世代を担う子どもたちを安心して産み、ゆとりを持って育てるため、各種健診などにより母子の健康管理・指導を強化し、子どもを育てる環境基盤の整備に努める。
- 個性豊かな子どもの育成のため、学校・家庭・地域の教育力の向上を推進し、教育環境の整備に努める。また、子どもを取り巻く有害環境の浄化活動の推進を図る。
- 子どもとその保護者が安心して快適に暮らすことができるよう、若者向け住宅の確保に努め、子どもの遊び場の整備や防犯体制など子育てに配慮した住環境の整備に努める。
- ひとり親家庭の自立支援や要保護・要支援児童について、個々に合ったきめ細やかな支援の充実に努める。
- 世代間の交流や町の伝統や文化を伝える「きつま学」を推進するとともに、本町で学ぶ環境を支援することで、郷土に誇りを持ち、志の強い子どもを育てる。

② 高齢者等の保健及び福祉

- “高齢者福祉計画・介護保険事業計画”に基づき、介護を必要とせず、自立した生活が生涯を通じて送れるよう、介護予防に取り組み、高齢者の自立を支援する地域福祉社会の基盤づくりを進める。
- 高齢者が住み慣れた自宅や地域で、尊厳を保持して自分らしい生き方ができるよう、地域住民の協力による見守り体制の充実に努めるとともに、福祉コミュニティの充実やボランティアの育成に努める。
- 高齢者がこれまで培ってきた経験や知識及び技能を活かし、就労や学習及び伝承など高齢者が集い、憩いの場や生きがいづくりの場を創造し、高齢者の社会参加の促進を推進する。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立し安心して生活できるサービス基盤やネットワークの整備を推進する。

③ 障がい者の福祉

- 障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むため、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図る。
- 保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

数値目標

項 目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
保育や子育て関連施策に関する満足度	26.1%	30.0%
高齢者や障がい者が暮らしやすいと感じる町民割合	19.0%	40.0%

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及 び増進	(8) その他	宮之城ひまわり館改修事業 施設老朽化等による改修・補修	町	
	(9) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	児童福祉施設 障害児入所施設	児童療育支援事業 ・障がいや発達に偏りのある児童を 対象に、施設を利用する保護者の 費用負担軽減を図るとともに、事 業を実施する事業所を支援するこ とで対象児童の福祉の増進を図 る。	町	
	認定こども園	延長保育事業 ・延長保育を実施する保育所を支援 することで保護者の就労と子育て が両立できる環境づくりを図る。 一時預かり事業 ・一時保育を実施する保育所を支援 することで保護者の就労と子育て が両立できる環境づくりを図る。	町	
	高齢者福祉施設	病児保育事業 ・病気療養中で集団保育が困難な児 童を預かる保育所を支援すること で保護者の就労と子育てが両立で きる環境づくりを図る。 心の通う福祉の町づくり推進事業 ・老人クラブの運営や各地域で行わ れる敬老行事に対する補助を行う ことで、高齢者の生きがいと健康 づくり等を支援する。	町	各組 織・団 体
介護老人保健 施設	地域支援事業 ・地域でのサロンやころぼん体操等 の介護予防事業の実施、地域にお ける包括的な相談及び支援体制、 様々な主体の参画による日常生活 の支援体制等の構築等を一体的に 推進しながら、高齢者が要介護状	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
	その他 児 童福祉	<p>態になることを予防するとともに、自立した日常生活を営めるよう地域支援体制の充実を図る。</p> <p>地域子育て支援センター事業 ・未就園児の子育て家庭を対象に、育児不安への相談・指導や子育てサークルの支援を行い、子育て情報発信の拠点としての機能強化を図る。</p> <p>放課後児童健全育成事業 ・共働き世帯の小学生を対象に、放課後等に適切な学び、生活の場を与えることで児童の健全育成を図る。</p> <p>乳幼児健診・相談事業 ・妊婦の健康診査や2か月児等を対象とした各種相談、4か月児等を対象とした各種健診を実施することで、産前期から育児期まで母子に対する切れ目ない健診体制を整え、子育て支援環境の充実を図る。</p> <p>口腔衛生推進事業 ・乳幼児期から学齢期にかけて、フッ化物塗布・フッ化物洗口を実施し、歯周病やむし歯の予防をすることで、成人期・高齢期における口腔機能の維持につなげる。</p>	町	
	高齢者・障害 福祉	<p>障害児保育事業 ・心身に障がいのある児童を対象に、施設において集団生活、異年齢交流等を経験させることで社会性などの発達を促進し、障害児の福祉の増進を図る。</p> <p>「食」の自立支援事業 ・独居高齢者や重度心身障害者で調理が困難な者に対し、配食することで食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、安否の確認及び孤立感の解消等を図る。</p> <p>緊急通報システム事業 ・独居高齢者や身体障害者等を対象に、急病や災害時等に迅速かつ適切に対応できる緊急通報体制を整備することで高齢者等の日常生活における安心安全の確保を図る。</p> <p>シルバー人材センター事業 ・シルバー人材センターへの補助金交付により同センターの安定的な経営を支援することで、高齢者の就業機会の確保と就業を通じた健康保持、生きがいづくりを促進する。</p>	町 町 町 町 町	町 町 町 町

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
	健康づくり	<p>地域見守りネットワーク支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりや独居高齢者等の生活等を地域全体で支えるため、地域支え合い推進員を設置するとともに、公民会長や民生委員等との連携を図りながら、対象者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう見守り体制の充実を図る。 <p>包括支援センター改修事業 施設等老朽化による改修・補修</p> <p>健康推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民を対象とした各種健康診断や歯科検診、また、町の健康づくりに関する計画「健康さつま21」に基づく事業の推進等を図り、町民の健康管理や保健事業を総合的に推進する。 	町	
	その他	<p>高齢者地域支え合いグループポイント事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロンの運営や相互の見守り、ごみ出し支援などの互助活動等を行う高齢者を含む地域の団体を対象に、各種活動に対してポイントを付与することにより、活動の促進を図りながら、介護認定者数及び介護給付費の増加抑制に努める。 <p>地域福祉推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える福祉課題を解決するため、地域や地域住民、社会福祉関係機関、行政が協働して取り組む、「地域福祉」を積極的に推進し、福祉の向上と地域共生社会の実現を図る。 <p>利用者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の個別ニーズに応じた保育施設等の利用や子育て関連事業の利用等について適切な助言を行うことで、子育て家庭や妊産婦の困りごとの解消を図る。 <p>ボランティアセンター活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターへの運営に対して助成を行い、ボランティアの育成とボランティア活動等の充実を図る。 <p>学校給食費助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費への一部助成を行うことで保護者の負担軽減を図る。 	町 町 町 町 町	高齢者を含む 団体・ 町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分に属する宮之城ひまわり館などの「保健・福祉施設」等については、町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、適切に整備並びに維持管理等を行う。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

① 診療施設

少子高齢化社会の進行により、介護需要の増大、生活習慣病の増加など疾病構造の変化、家族形態の変容などを背景に、地域の保健・医療・福祉に対するニーズは多様化してきている。

特に、医療に関しては生命に直結するため、食生活の変化や利便性の高まりによる運動不足、環境変化に伴う社会ストレス、アレルギーなど、複雑化しており、住民にとっては、より専門的でより高度な医療へのニーズが高まってきている。このように医療需要の高度化、複雑化に比例して医療費も増加傾向にあり、町の財政面に大きな影響を及ぼしている。

全国的な医師不足を背景に、本町においても二次救急医療を担う薩摩郡医師会病院との連携強化や、産科・小児科といった特定診療科の確保など、住民が安心して医療を受けられる体制の維持が大きな課題である。

また、疾病の早期発見・早期治療のための各種検（健）診の受診率向上や、町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識のもと、主体的に健康づくりに取り組む「予防」の視点が一層重要である。

② 特定診療科

本町には、病院4、診療所(歯科を除く)12、歯科診療所7の医療施設がある。しかし、北薩地域内でも診療科目として産婦人科や小児科などが不足していることから、住民が必要なときに安心して医療を受けられる医療体制づくりが求められている。

(2) 対 策

① 健康への意識と健康づくりの推進

- 幅広い世代が気軽に取り組める健康づくりの機会や環境を創出するとともに、地域や団体が行う健康増進活動を積極的に支援し、町民の健康意識の醸成を図る。
- 各種検（健）診や保健指導の実施と受診勧奨に努め、疾病の早期発見・早期治療につなげる。
- こころの健康に関する相談支援やゲートキーパーの養成などを通じ、悩みを抱えた人を孤立させない体制づくりを進める。

② 安心できる医療体制の充実

- 県や薩摩郡医師会等と連携を強化し、二次救急医療機関である薩摩郡医師会病院の機能維持に努め、休日・夜間を含めた救急医療体制の確保を図る。

- 北薩地域の関係機関と連携し、産科や小児科など、住民が必要とする医療を地域で確保・維持できるよう努める。
- 任意予防接種への経済的支援の充実を図り、感染症の予防と子育て世帯の負担軽減に努める。

数値目標

項 目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
普段健康だと思ふ町民の割合	64.7%	65.0%

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 診療施設・ 病院 その他	在宅当番医制事業 ・ 休日に診療を行う在宅当番医制の安定した運用を図ることにより、地域住民に対する救急医療体制の確保を図る。 共同利用型病院運営事業 ・ 共同利用型病院として町の拠点医療機関となっている薩摩郡医師会病院への財政支援を行うことで、地域住民に対する救急医療体制の確保を図る。 地域医療体制確保事業 ・ 二次救急医療並びに夜間一次医療に対応する薩摩郡医師会病院への財政支援を行うことで、地域住民に対する救急医療体制の確保を図る。	郡医師 会病院 郡医師 会病院 町・郡 医師会 病院	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

町公共施設等総合管理計画において該当する施設はないが、新たな施設の整備が必要となった場合には、同計画の基本的な考え方に基づき整備を行う。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

① 幼児・学校教育

本町の幼児教育は、認定こども園7園、保育所6園がその役割を担っている。幼児期において、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、自分の考えを表現する力や他者と伝え合う力、体力・運動能力、豊かな心、命の大切さを学ぶ教育の一層の充実が求められている。

小・中学校においては、町内には小学校6校、中学校1校があり、児童・生徒数は、令和7年5月現在、小学校746人、中学校452人となっている。

小学校においては、平成28年4月から複式学級を持つ5校が再編され9校となったが、令和4年度に1校、令和7年度に2校が再編され、6校となった。また、中学校も町内に4校あったが、令和元年度に再編され1校となっている。

少子高齢化の進行によって今後も児童生徒数の減少が見込まれるため、引き続き適正な教育環境の整備に努めていく必要がある。

施設面では、平成26年度をもって全ての学校施設の耐震化が完了したが、多くの校舎、屋内運動場で老朽化が進み、施設設備の不具合も増えていることから、今後も計画的な改修、改築が必要となっている。

また、国が進める「GIGAスクール構想」によって、1人1台の端末と高速大容量通信ネットワークを活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びを実現させる教育活動を推進するため、情報機器の維持管理、更新を計画的に取り組む必要がある。

学校給食については、児童生徒に安全・安心な給食を提供する必要があることから、徹底した衛生管理に努めながら、施設の計画的な整備・改修が必要である。

高等学校については、町内唯一の高等学校である薩摩中央高等学校を振興するため、様々な取り組みを行っており、令和6年度の入学者数はこれまでの入学者数を大きく上回り、94名となったことから、長年の取り組みの一つの成果として考えられるが、社会的な少子高齢化の中では、今後も厳しい状況に変わりはなく、引き続き特色ある学校づくりが求められる。

② 社会教育

高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、住民の学習ニーズは高度化・多様化している。誰もがいつでもどこでも楽しく学び、生きがいを持って充実した人生を送るための生涯学習の推進が重要である。

そのためには、施設の整備充実に加え、学校教育や家庭教育、地域活動と連携した学習機会の提供や、運営・推進体制の見直しが必要である。

また、近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴

い、家庭や地域における「教育力の低下」が指摘されていることから、鹿児島県家庭教育支援条例の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努める必要がある。また、児童生徒の健やかな成長を支えるためには、学校・家庭・地域が一体となった連携・協働体制が不可欠であり、各地域の特色を生かした学校運営と連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することが求められる。

③ 社会体育

本町には、総合体育館、グラウンド、プールなどの充実した社会体育施設があり、組織においてもスポーツ協会やスポーツ団体などによる活発な活動が行われている。

町民の健康志向の高まりを受け、日常生活におけるスポーツ活動を通じた体力向上や健康づくり、交流を通じた仲間づくりの重要性が増している。

そのため、関係団体やスポーツ推進員等を中心に、多くの町民が気軽に楽しく参加できる生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進や団体の育成支援、各種のスポーツ大会の開催による競技力の向上を図る必要がある。

また、社会体育施設の整備や指導者の養成などスポーツに取り組みやすい環境づくりを進める必要がある。

さらに、近年、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の整備や学校の働き方改革等により、部活動の地域連携・地域展開が進められており、地域の実情に応じた仕組みづくりが求められている。

他方、本町においては、各種競技における県内外からのスポーツ合宿も盛んに行われており、今後、スポーツ交流による競技力の向上が重要である。

(2) 対 策

① 幼児・学校教育

○【幼児教育の充実】

子育て世代包括支援センター等と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する。質の高い教育・保育を提供し、小学校への円滑な接続を図る。

○【確かな学力の育成】

「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善や、さつま町独自の「さつまの3構え」（物構え・身構え・心構え）を基盤とした学習習慣の定着を図る。

○【豊かな心の育成】

体験活動や読書活動、人権教育を推進し、自己肯定感を高め、他人を思いやる心を育む。

○【ICT教育の推進】

GIGA スクール構想を着実に推進し、ICT支援員を活用しながら、情報活用能力を育成する。

○【教育環境の整備】

学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修を進める。学校再編については、子どもたちの教育環境を最優先に検討を続ける。

○【学校給食】

地元産の新鮮な野菜や米などの食材を積極的に活用し、地産地消を推進する。また、給食施設・設備の更新や充実を計画的に進め、衛生管理体制の強化・食育の推進を図る。

○【高校振興】

薩摩中央高等学校においては、農業分野や福祉分野など特色ある学科が設置されていることから、地域との交流や行事への参画など、特色ある学校づくりを支援し、「行きたい学校」、「目指す進路」となるよう、学校・企業・関係機関等との連携した取り組みを推進する。

② 社会教育

○【生涯学習の推進】

町民の学習ニーズに対応した多様な講座を開設するとともに、地域人材を指導者として活用する「さつまの郷 ししょどん」（人材バンク）の活用により、町民・高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図る。

○【家庭教育の支援】

乳幼児学級や家庭教育学級を開設し、保護者が子育てについて学び、交流する機会を提供する。

○【読書活動の推進】

図書室の蔵書充実や利用しやすい環境整備、ブックスタート事業などを通じ、乳幼児期からの読書習慣の形成を支援する。

また、各図書室の蔵書の充実や連携した検索、貸出業務の利便性の向上を図るとともに、施設の充実について検討を進める。

○【地域活動の推進】

地域ネットワークの拠点となる中央公民館の他公民館組織や公民会の地域活動を支援するとともに、出前講座の実施により、地域における学習機会の拡充を図る。

③ 社会体育

○【生涯スポーツの推進】

町民が気軽にスポーツ活動に取り組めるようスポーツに関する各種情報の提

供や指導者等の養成、スポーツ団体の育成等を行うとともに、スポーツを通じた体力向上と生きがいつくり、仲間づくりなど多くの町民が楽しく参加できる生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進する。また、スポーツ施設の整備・充実に計画的に進める。

○【競技力の向上支援】

各種スポーツ大会の開催やスポーツ団体の活動支援による競技力の向上を推進する。また、コミュニティスポーツクラブなど多世代参加型のスポーツ活動を推進し、様々な年齢層のスポーツ交流を通して、元気で活力のあるまちづくりに努める。

数値目標

項目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
学校教育が充実していると感じる町民の割合	52.8%	65.0%
生涯学習講座等に関する満足度	70.8%	75.0%

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設	校舎	小中学校空調整備事業 普通教室・特別教室・特別支援教室	町
			小学校長寿命化改修工事 佐志、盈進小学校	町
			小中学校LED化工事 山崎小学校、盈進小学校、宮之城中学校	町
			小学校トイレ整備事業 洋式化、照明LED化	町
			宮之城中学校施設整備事業	町
			宮之城中学校トイレ整備事業 洋式化、照明LED化	町
			小学校屋内運動場外壁改修事業 盈進小学校	町
			小学屋内運動場改修工事 柏原小学校	町
			小中学校屋内運動場空気調和設備整備事業	町
			小学校屋外運動場改修事業 佐志小学校	町

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	水泳プール	宮之城中学校屋外運動場改修事業 小学校プール整備事業	町	
	教職員住宅	盈進小学校 共済住宅改修事業	町	
	クールバス・ ポート	教職員住宅 スクールバス整備事業	町	
	給食施設	スクールバス整備事業	町	
	その他	調理場整備等整備事業 施設改修・設備更新	町	
	(3) 集会施 設、体育施 設等 公民館	小学校ICT機器維持管理等事業 宮之城中学校ICT機器維持管理等事 業	町	
		薩摩農村環境改善センターホール 照明施設改修工事	町	
		薩摩農村環境改善センター 屋根防水工事	町	
		薩摩農村環境改善センター 駐車場舗装工事	町	
		鶴田中央公民館 外壁工事	町	
		虎居地区公民館 屋根・外壁工事	町	
	体育施設	宮之城運動公園整備事業 施設整備事業	町	
		宮之城屋内温泉プール改修事業 屋根外壁等	町	
	図書館	屋地楽習館 外壁工事	町	
	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	スクールバス・ ポート	学校通学バス運行事業 学校再編によって通学距離が遠距 離となった児童を対象に通学バス を運行することで、安全安心な通 学環境を確保する。	町	
	集会施設・ 図書館	図書館運営事業 蔵書の充実を図るとともに、乳幼 児等を対象とした「おはなしのへ や」や読書週間時のスタンプラリ ー、図書室や家庭で不要になった 本を集め、来場者に無料で提供す る「0円古本市」等の取り組みを 通じ、読書活動に対する理解の促 進と読書環境の整備・充実を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	幼児教育	ブックスタート事業 2か月健診対象児に絵本を贈呈することで、赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しいひとときを過ごし、赤ちゃんの健やかな成長のきっかけとなることを目的とする。	町	
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 町民のニーズに沿った生涯学習講座の開設、出前講座の実施、町内の生涯学習団体等による発表の場である生涯学習推進大会（町民大会）の開催等を通じて生涯学習の推進を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分に属する小・中学校の校舎及び屋内運動場、学校給食センターについては、さつま町学校施設等長寿命化計画に基づいて適切に維持管理を行う。

また、小・中学校のプール及び共済住宅等並びに虎居地区公民館、屋地楽習館等の「集会施設」、宮之城運動公園、宮之城屋内温泉プール等の「体育施設」については、町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、適切に整備並びに維持管理等を行う。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

① 自治組織の再編整備

本町には、自治組織として20の区公民館と129の公民会が組織されている。人口減少や少子高齢化の進行、就業形態の多様化、人々の価値観の多様化等により、地域づくり、地域社会の基盤である地域コミュニティの機能低下と、役員をはじめとする担い手不足が深刻化している。

令和7年5月時点では、町内20地区のうち65歳以上の高齢化率が50%を超える地域が10に上り、全地域の実に半数が著しい高齢化を迎えている状況であり、集落としての共同体機能そのものの維持が困難になりつつある。

これからの地域社会は、自己決定・責任のもと、自助・共助を基本とした自治活動が不可欠であり、従来の仕組みだけではこういった時代への対応が困難である。

持続可能なコミュニティを未来へつなぐためには、組織再編だけでなく、デジタル技術（DX）の活用による負担軽減や、若者の定住促進、地域の自主活動支援、リーダー育成など、行政、地域、NPO、企業といった多様な主体が連携・協働し、誰もが支え手にも受け手にもなれる「地域共生社会」を実現するための新しい仕組みづくりが必要である。

(2) 対 策

① 自治組織の再編整備

○【DXの推進と新たな地域のあり方の検討】

地域DXを推進し、情報伝達の効率化やより身近な行政サービスの提供など住民の負担を軽減しながら、地域の状況に応じた新しいコミュニティのあり方を検討し、持続可能な組織再編を検討します。

○【町民主体の地域づくりの推進】

地域の自主的な活動を促進するため、「地域づくり活性化計画」に基づき、地域が自ら提案し企画した活動を推進するとともに、その活動を支える地域おこし協力隊や外部人材、地域担当職員による支援を行う。

○【地域での支え合いの促進（地域共生社会の実現）】

人口減少が著しい周辺部においては、各区公民館を中心に支所や病院、店舗などがある旧町単位を核とした「小さな拠点」づくりを進める。

数値目標

項 目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
助け合う・支え合う意識が広がっている と思う町民の割合	40.7%	70.0%

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備 基金積立	空き家対策事業 ・増加する空き家の抑制や、地域環境保全のための対策を行う。 難視聴問題解消事業 ・地域の情報源となる共聴設備の整備を行い、地域活性化を図る。 公民会等適正規模の集落再編の推進 ・集落機能活性化支援、地域づくりアドバイス、プランニング支援 地域元気再生事業 ・地域づくり活性化計画に基づいて各区公民館が行う、地域自らが創意工夫による社会貢献や地域活性化につながる創造的な事業に対して補助を行い、活力ある地域づくりの推進や地域課題の解決を図る。	町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

町公共施設等総合管理計画において該当する施設はないが、新たな施設の整備が必要となった場合には、同計画の基本的な考え方に基づき整備を行う。

11 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

① 地域文化の振興等

本町では、自然条件や歴史にまつわる伝統芸能、祭、文化財など個性豊かな地域文化が地域集落ごとに代々受け継がれてきており、町の貴重な財産となっている。

また、優れた美術、音楽、演劇等の鑑賞機会の創出をはじめ、踊り・太鼓・絵画などのグループによる自主的な文化活動の展開、さらに本県指定の伝統的工芸品である薩摩切子、鶴田和紙、竹製品等の工芸品制作も行われている。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、伝統文化の担い手不足が深刻化しており、このままでは地域文化そのものの衰退が懸念される。将来にわたり、魅力ある伝統文化を後世につなげていくため、文化活動や芸術に親しむ機会を創出し、担い手を育成・確保する取り組みが急務となっている。

② 国内外の文化交流

合併前の旧鶴田町が同じ町名であったことを縁に友好交流協定を締結した青森県鶴田町より青森県の文化である「ねぶた」が寄贈されたことを契機にはじまった夏祭りでの「ねぶた」運行については、開始から15年を超え、今では、町の新たな文化として定着しつつあり、その活用や踊り・囃子の伝承が続けられている。

また、既に友好交流協定を締結している中種子町や西郷菊次郎翁を縁にMOU締結を行った龍郷町や熊本県菊池市、台湾宜蘭市も含め、今後は、多様な文化の相互交流を支援し、関係人口の創出・拡大につなげていく必要がある。

(2) 対 策

① 地域文化の振興等

- 【つなぐ】 伝統芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、発表の場を提供します。また、デジタル技術を活用した映像記録など、後世への継承に努める。
- 【活かす】 郷土の歴史資料や文化財の保存・活用を推進し、郷土学習推進し、埋蔵文化財については、関係機関と連携し適切な調査・保存に努める。
- 【楽しむ】 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが文化芸術に親しめるよう機会を創出する。また、各種文化団体の育成と活動を支援する。
- 【発信する】 鹿児島県伝統的工芸品である薩摩切子をはじめ鶴田和紙、竹製品、宮之城花器など伝統的工芸品の魅力を広く発信し、体験機会の提供などを通じて振興を図る。
- 【拠点の整備】 町の芸術文化振興の拠点である宮之城文化センターについては、施設の老朽化のため、今後の持続可能な文化施設のあり方を総合的に判断し、拠点整備に努める。

② 国内外文化交流

- 台湾宜蘭市をはじめ、MOU締結を行った自治体については、文化・観光・産業など多様な分野での交流を推進する。
- さつま町ねぶた愛好会の活動を支援し、町の夏を彩る新たな文化として、その魅力発信と継承を支援します。
- 民間団体が主体となる多様な交流活動を後押しし、友好交流自治体との文化交流を促進します。

数値目標

項 目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
芸術・文化に親しむ機会に関する満足度	25.5%	45.0%
伝統文化の保存・継承がされていると感じる町民の割合	20.5%	40.0%

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化 振興施設等 地域文化振 興施設	文化施設等整備事業	町	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 地域文化振 興	芸術文化活動事業 文化祭やコンサート、吹奏楽フェ スタ、美術展、青少年劇場等の文 化関連事業を幅広く展開すること で、住民の芸術文化に対する興味、 関心を高めるとともに情操の涵養 を図り、文化の薫るまちづくりを 目指す。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本区分に属する「文化施設」等については、町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、適切に整備並びに維持管理等を行うとともに、持続可能な文化施設のあり方を総合的に判断し、拠点整備に努める。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーの導入推進は、地球温暖化の大きな要因となっている温室効果ガスの排出抑制につながるばかりでなく、地域における新たな産業の創出や地域活性化にも繋がる重要な取り組みです。

本町においても、鶏糞を燃料とするバイオマス発電設備や間伐材等の未利用木材を燃料とする木質バイオマス発電施設が稼働しており、民間事業者による大規模な太陽光発電設備や風力発電、また、小水力発電施設の設置も計画されるなど近年、再生可能エネルギー関連施設の建設が進んでいる。

今後も 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が加速化することが予想される。

一方で、施設建設に伴う開発が、美しい景観や自然環境に影響を及ぼす懸念も指摘されており、導入にあたっては周囲の環境に十分配慮し、地域と共生する計画づくりが不可欠である。

(2) 対 策

温室効果ガスの排出抑制等のための対策・施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」並びに「さつま町地球温暖化対策実施計画」をはじめ、関連する他の施策と連携しながら、自然環境との調和を前提とした再生可能エネルギーの導入推進、利活用を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 再生可能エネ ルギー利用	エネルギーを地産地消するまちづくり事業 ・周囲の環境に十分配慮しながら、再生可能エネルギーの導入を推進する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

町公共施設等総合管理計画において該当する施設はないが、新たな施設の整備が必要となった場合には、同計画の基本的な考え方にに基づき整備を行う。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

① 地域の自立促進

(ア) 地域コミュニティの希薄化への懸念

少子高齢化と人口減少が進行する中で、各地域・集落を単位としたコミュニティ活動は、持続可能な地域を形成する上で不可欠な要素です。地域・行政・企業など多様な主体による「協働によるまちづくり」は、町の未来を築く根幹と言えます。

一方で、地域の担い手不足は深刻化しており、コミュニティ機能の維持が困難になりつつあります。そのため、地域の活性化と負担軽減を両立させ、将来にわたり持続可能な地域づくりの仕組みを構築していく必要があります。

(イ) 住民参画を基本としたまちづくりの推進

これからの地方自治は、国や県の財政状況、地方分権の進展を踏まえ、これまで以上に効率的で効果的な事業実施が不可欠です。

町や地域が経済の持続的発展と自立が可能となる地域社会を形成し、未来へ成長していくためには、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加する「住民参画」と、行政や企業との「協働体制」の構築が極めて重要です。

そのためには、地域の特色を活かした地域づくりを町民が進められるよう、行政は積極的な情報提供を行うとともに、町民がまちづくりに参画しやすい仕組みを不断に見直していく必要があります。

(2) 対 策

① 地域の自立促進

(ア) 地域コミュニティの活性化

- 公民館施設整備など地域拠点施設の整備を支援する。
- 各区で策定された「地域づくり活性化計画」に基づき、地域課題を地域と行政が共有し、それぞれの役割に応じて取り組みを推進するとともに、地域おこし協力隊や集落支援員、外部人材の積極的な活用、地域DXの推進による効率化と負担軽減など課題解決に向けた取り組みを推進する。

(イ) 住民参画のまちづくりの推進

- 町民への説明責任を果たす必要性から、個人情報を除き行政情報の公開を積極的に進め、公正の確保と透明性の向上を図る。
- 広報誌やホームページに加え、SNS等のデジタル技術を活用し、様々なメディアを活用しながら積極的な地域情報の発信に努める。

- 町の重要政策等を決定する際には、パブリックコメントや各種会議などを通じ、広く町政全般に対して町民の意見を広聴する機会の充実を図り、町政運営への町民参画と町民と協働した町政推進を図る。
- ボランティア・NPO、地域企業など多様な組織との協働によるまちづくりの推進を図る。

数値目標

項 目	基準値 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)
助け合う・支え合う意識が広がっている と思う町民の割合	40.7%	70.0%

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
12 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項	(1) 過疎地域 持続的発展 特別事業	<p>地域おこし協力隊事業・地域おこし 協力隊等活動事業</p> <p>・地域おこし協力隊制度を積極的に 活用し、観光振興や地域振興の促 進を図る。</p> <p>地域づくり活性化計画策定事業</p> <p>・地域自らが特色ある地域づくりを 進めるための「地域づくり活性化 計画」を策定し、計画に基づく各 種事業活動等を行うことで、地域 の活性化を図る。</p> <p>広報広聴事業</p> <p>・町広報紙の発行やホームページの 運用等により、町民に対して町政 等の情報を迅速かつ的確に伝える とともに、広聴活動の充実を図る。</p>	<p>町・ 各組織・ 団体</p> <p>町</p> <p>町</p>	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

町公共施設等総合管理計画において該当する施設はないが、新たな施設の整備が必要となった場合には、同計画の基本的な考え方にに基づき整備を行う。

1 4 過疎地域持続的発展特別事業 事業一覧

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住	<p>移住定住促進事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町外から転入又は町内転居された者が町内において住宅を建設又は購入した場合に補助金を交付することにより移住定住を促進する。 <p>移住就業支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京圏から移住し特定の企業等に就業された者に対して支援金を給付することにより移住定住を促進する。 <p>民間賃貸住宅改修事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の既存賃貸住宅の改修支援を行うことで、良質な賃貸住宅の供給拡大、入居率向上による人口減少対策、町内施工業者の受注機会確保を促進する。 <p>若者定住促進家賃補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町外から転入又は結婚し、企業に正規雇用された者に対して家賃を一部補助することにより移住定住を促進する。 (対象：39歳以下世帯・新婚世帯) <p>転入者就労支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町外から転入し企業に正規雇用された者に対して就労支援金を給付することにより移住定住を促進する。 <p>新卒者就労支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に正規雇用された高校や大学等の新卒者に対して就労支援金を給付することにより移住定住を促進する。 <p>空き家情報バンク・空き家家財撤去補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報バンク制度の運用と現有家財の撤去に係る補助金を交付することにより優良な空き家物件の確保と空き家バンク登録を促進する。 <p>移住体験ツアー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町での生活を体験してもらい町を知ってもらう「移住体験ツアー」を通じて、移住検討を促進する。 <p>移住体験ハウス「さつま体験宿」活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町での移住体験の拠点施設「さつま体験宿」の運営を通じて、幅広く移住検討者の受け入れを図る。 	町 町 町 町 町 町 町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
2 産業の振興	地域間交流	移住定住サポーター事業 ・地域の中で孤立しがちな移住者に対する助言や情報提供等、また移住希望者に対する相談等に応じる移住定住サポーター制度を設け、移住前・移住後の不安解消等を図る。 ・移住した方を対象とした「茶いっぺ会」を不定期で開催し、移住者との交流を促進する。	町		
		コンベンション推進事業 ・高校やプロ等のスポーツ合宿を中心に積極的な誘致を図り、交流人口の拡大を図る。	協議会		
	(11) 過疎地域 持続的発展特別 事業	農業	新規就農者等の確保・育成 ・新たに就農した者を対象に、基盤整備等に要した費用に対して一部補助することにより経営初期段階の事業安定化を図る。	町	
			担い手アクションサポート事業 ・町担い手育成総合支援協議会が主体となって、認定農業者等を対象とした農業経営改善計画の作成支援や営農、就農相談、巡回指導等の支援を行うことにより、対象者の育成並びに確保を図る。	町・協議会等	
			認定農業者等支援事業 ・認定農業者等を対象に、施設整備や機械導入等に対して一部補助することにより、経営規模の拡大推進、経営安定化等を図る。	町	
			中山間地域等直接支払事業 ・農業生産条件の不利な中山間地域等において農業生産活動を維持するため、中山間地域等直接支払制度の支援によって、農用地の多面的機能の確保を図る。	町・協議会等	
		環境保全型農業直接支援対策事業 ・農業者の組織する団体等が実施する化学肥料等の使用を低減する取り組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果の高い営農活動を支援することにより、地球温暖化防止や生態系の保全、農用地の多面的機能の確保を図る。	町・協議会等		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>地域ブランド化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブランド「薩摩のさつま」の確立に向け、農林産物を中心に地域の特性を活かした商品開発など地域全体で連携したブランド認証制度の創設を目指し、農林産物の付加価値向上と農家の所得向上を図る。 <p>産地生産基盤パワーアップ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高性能な農業機械のリース導入・取得等による農業生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取り組みと新規就農者等への継承のためのハウス・園地等の再整備や農業機械の再整備等による生産基盤を強化し、生産体制の強化を図る。 <p>鳥獣被害防止対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣による農林産物の被害等を自己防衛するための防護柵の設置経費に対して一部助成することにより、鳥獣被害の防止と農林産物の生産安定を図る。 <p>優良雌牛保留導入対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薩摩郡子牛展示品評会への出品指導や秀賞牛の町内保留及び導入を推進することにより、肉用牛生産基盤の維持・拡大と肉用牛農家の所得向上を図る。 	<p>町・関係機関</p> <p>農業生産法人</p> <p>町・協議会</p> <p>町</p>	
	6次産業化	<p>6次産業化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の最重点作物である「さといも」をはじめ町の優れた農林産物について、町農産物加工懇談会を中心に付加価値のある商品開発を進めるとともに、町観光特産品協会等との連携により販売網の拡大等を図る。 	町・協議会等	
	商工業	<p>旅館業等施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の旅館業等の施設整備に対して補助金を交付することにより、宿泊施設の整備充実を図り、宿泊者増及び町の観光振興を促進する。 <p>経営継続事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の商工業者に設備更新等に対して補助金を交付することにより、更新時の費用を補い経営継続の安定を図る。 	<p>旅館事業者等</p> <p>商工業者等</p>	
	観光	<p>広域観光ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川内川かわまちづくり観光振興部会等との連携により川内川を拠点とした広域圏での観光ルート整備を進め、地域全体での観光入込客の増加を図る。 	町・観光特産品協会	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
		訪れる人に優しい観光地づくり ・町内の観光スポットや、自然、食等を含めた観光資源に精通し、町の魅力を発信する観光ボランティアガイドの育成等を図りながら、海外を含めた観光入込客の増加を図る。	町・観光特産品協会	
		地場産品振興拡大事業 ・地場中小企業による地域資源を活用した製品の研究開発を支援するとともに、ふるさと納税の返礼品やイベント等を活用した販路拡大、関係機関・団体と連携したPR活動等により地場産品の振興拡大を図る。	町	
		物産推進事業費 ・薩摩のさつまブランドを中心に町特産品やさつま町を全国にPRし、さつま町の認知度を向上させることで、町特産品の売り上げの上昇やふるさと納税の寄附額増加を図る。また、県内外でのプロモーションを行うことでシビックプライドの醸成を図る。	町	
		観光構想基本計画策定事業 ・主要な観光拠点施設の整備と観光関連施策等を総合的かつ計画的に推進していくため、基本計画となる観光構想基本計画を策定し、本町の持つ地域資源、特長等を活かした観光振興を推進し、町の経済活性化や地域振興を推進する。	町	
		にぎわいイベント支援事業 ・町内に住所を有するNPO法人、任意団体、ボランティア団体等が行うイベントに対し、補助を行うことで、地域におけるにぎわいの創出、交流人口の拡大、地域経済の活性化を図る。	町	
	企業誘致	企業誘致推進事業 ・計画的な企業訪問活動や既存の立地企業等へのアフターフォロー等をきめ細かに行いながら、事業規模の拡大や新たな企業誘致を促進する。 ・企業立地促進助成により、町内での事業所の新增設等を促進し、町の産業振興と雇用拡大を図る。	町	
		・企業の社員用住宅建設等を推進することで、立地企業への就労支援を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	その他	土地開発公社事業補助 ・町土地開発公社の経営健全化と円滑な事業運営のための支援を行うことで、住宅団地や工業団地の造成などの総合的な土地対策を推進し、定住者の確保と企業立地等の促進を図る。	町	
	(9) 過疎地域 持続的発展特別 事業			
	公共交通等	地域公共交通対策維持確保事業 ・乗合タクシーやコミュニティバスを運行事業者に委託して運行するもので高齢者等の移動手段の確保と交通空白地の解消を図る。 地域公共交通計画実施支援 ・地域公共交通計画に基づき、利便性の高い、地域旅客サービスの提供を図る。 地域公共交通計画策定 ・住民や観光客等の移動ニーズにきめ細かに対応する公共交通のあり方を総合的に検討し、計画として定めた上で、より利便性の高い公共交通の維持を図る。	町・ 協議会 町・ 協議会 町	
	基金積立	地域公共交通対策維持確保基金事業 ・地域公共交通の維持確保のため、計画的な基金運用により乗合タクシーやコミュニティバスなどの地域公共交通事業の安定した運営を図る。	町	
5 生活環境の 整備	(8) 過疎地域 持続的発展特別 事業			
	その他 危険 施設撤去	危険家屋解体撤去補助事業 ・倒壊等のおそれのある危険空き家の除却に対して補助金を交付することで、増加傾向にある空き家の除却を促すとともに景観の維持、向上並びに跡地の利活用を促進する。	町	
	その他 防 災・防犯	消防災害支援隊設置事業 ・消防団が行う訓練や災害時の活動を支援する消防災害支援隊（退職消防団員等で組織）の活動充実を図ることで緊急時等における消防力低下の補完を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(9) 過疎地域 持続的発展特別 事業			
	児童福祉施設 障害児入所施設	児童療育支援事業 ・障がいや発達に偏りのある児童を対 象に、施設を利用する保護者の費用 負担軽減を図るとともに、事業を実 施する事業所を支援することで対 象児童の福祉の増進を図る。	町	
	認定こども園	延長保育事業 ・延長保育を実施する保育所を支援す ることで保護者の就労と子育てが 両立できる環境づくりを図る。 一時預かり事業 ・一時保育を実施する保育所を支援す ることで保護者の就労と子育てが 両立できる環境づくりを図る。	町	
		病児保育事業 ・病気療養中で集団保育が困難な児童 を預かる保育所を支援することで 保護者の就労と子育てが両立でき る環境づくりを図る。	町	
	高齢者福祉施 設	心の通う福祉の町づくり推進事業 ・老人クラブの運営や各地域で行われ る敬老行事に対する補助を行うこ とで、高齢者の生きがいと健康づく り等を支援する。	各組織・ 団体	
	介護老人保健 施設	地域支援事業 ・地域でのサロンやころぼん体操等の 介護予防事業の実施、地域における 包括的な相談及び支援体制、様々な 主体の参画による日常生活の支援 体制等の構築等を一体的に推進し ながら、高齢者が要介護状態にな ることを予防するとともに、自立した 日常生活を営めるよう地域支援体 制の充実を図る。	町	
	その他 児童 福祉	地域子育て支援センター事業 ・未就園児の子育て家庭を対象に、育 児不安への相談・指導や子育てサー クルの支援を行い、子育て情報発信 の拠点としての機能強化を図る。 放課後児童健全育成事業 ・共働き世帯の小学生を対象に、放課 後等に適切な学び、生活の場を与 えることで児童の健全育成を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
	高齢者・障害 福祉	乳幼児健診・相談事業 ・妊婦の健康診査や2か月児等を対象とした各種相談、4か月児等を対象とした各種健診を実施することで、産前期から育児期まで母子に対する切れ目ない健診体制を整え、子育て支援環境の充実を図る。	町		
		口腔衛生推進事業 ・乳幼児期から学齢期にかけて、フッ化物塗布・フッ化物洗口を実施し、歯周病やむし歯の予防をすることで、成人期・高齢期における口腔機能の維持につなげる。	町		
		障害児保育事業 ・心身に障がいのある児童を対象に、施設において集団生活、異年齢交流等を経験させることで社会性などの発達を促進し、障害児の福祉の増進を図る。	町		
		「食」の自立支援事業 ・独居高齢者や重度心身障害者で調理が困難な者に対し、配食することで食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、安否の確認及び孤立感の解消等を図る。	町		
		緊急通報システム事業 ・独居高齢者や身体障害者等を対象に、急病や災害時等に迅速かつ適切に対応できる緊急通報体制を整備することで、高齢者等の日常生活における安心安全の確保を図る。	町		
		シルバー人材センター事業 ・シルバー人材センターへの補助金交付により同センターの安定的な経営を支援することで、高齢者の就業機会の確保と就業を通じた健康保持、生きがいづくりを促進する。	シルバー人材センター		
		地域見守りネットワーク支援事業 ・寝たきりや独居高齢者等の生活等を地域全体で支えるため、地域支え合い推進員を設置するとともに、公民会長や民生委員等との連携を図りながら、対象者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう見守り体制の充実を図る。	町		
		包括支援センター改修事業 ・施設等老朽化による改修・補修	町		
		健康づくり	健康推進事業 ・町民を対象とした各種健康診断や歯科検診、また町の健康づくりに関する計画「健康さつま21」に基づく事業の推進等を図り、町民の健康管理	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
7 医療の確保	その他	や保健事業を総合的に推進する。 高齢者地域支え合いグループポイント事業 ・高齢者サロンの運営や相互の見守り、ごみ出し支援などの互助活動等を行う高齢者を含む地域の団体を対象に、各種活動に対してポイントを付与することにより、活動の促進を図りながら、介護認定者数及び介護給付費の増加抑制に努める。	高齢者を含む 団体・ 町	
		地域福祉推進事業 ・地域が抱える福祉課題を解決するため、地域や地域住民、社会福祉関係機関、行政が協働して取り組む、「地域福祉」を積極的に推進し、福祉の向上と地域共生社会の実現を図る。	町	
		利用者支援事業 ・子育て家庭の個別ニーズに応じた保育施設等の利用や子育て関連事業の利用等について適切な助言を行うことで、子育て家庭や妊産婦の困りごとの解消を図る。	町	
		ボランティアセンター活動事業 ・町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターへの運営に対して助成を行い、ボランティアの育成とボランティア活動等の充実を図る。	町	
		学校給食費助成事業 ・学校給食費への一部助成を行うことで保護者の負担軽減を図る。	町	
	(3) 過疎地域 持続的発展特別 事業			
	診療施設・病院	在宅当番医制事業 ・休日に診療を行う在宅当番医制の安定した運用を図ることにより、地域住民に対する救急医療体制の確保を図る。 共同利用型病院運営事業 ・共同利用型病院として町の拠点医療機関となっている薩摩郡医師会病院への財政支援を行うことで、地域住民に対する救急医療体制の確保を図る。	郡医師 会病院 郡医師 会病院	
	その他	地域医療体制確保事業 ・二次救急医療並びに夜間一次医療に対応する薩摩郡医師会病院への財政支援を行うことで、地域住民に対	町・郡 医師会 病院	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特別 事業	する救急医療体制の確保を図る。		
	スクールバ ス・ポート	学校通学バス運行事業 ・学校再編によって通学距離が遠距離 となった児童を対象に通学バスを 運行することで、安全安心な通学環 境を確保する。	町	
	集会施設・図 書館	図書館運営事業 ・蔵書の充実を図るとともに、乳幼児 等を対象とした「おはなしのへや」 や読書週間時のスタンプラリー、図 書室や家庭で不要になった本を集 め、来場者に無料で提供する「0円 古本市」等の取り組みを通じ、読書 活動に対する理解の促進と読書環 境の整備・充実を図る。	町	
	幼児教育	ブックスタート事業 ・2か月健診対象児に絵本を贈呈す ることで、赤ちゃんと保護者が絵本 を通して楽しいひとときを過ごし、赤 ちゃんの健やかな成長のきっかけ となることを目的とする。	町	
	生涯学習・ス ポーツ	生涯学習推進事業 ・町民のニーズに沿った生涯学習講座 の開設、出前講座の実施、町内の生 涯学習団体等による発表の場であ る生涯学習推進大会（町民大会）の 開催等を通じて生涯学習の推進を 図る。	町	
9 集落の整 備	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業			
	集落整備	空き家対策事業 ・増加する空き家の抑制や、地域環境 保全のための対策を行う。	町	
		難視聴問題解消事業 ・地域の情報源となる共聴設備の整備 を行い、地域活性化を図る。	町	
	基金積立	公民会等適正規模の集落再編の推進 ・集落機能活性化支援、地域づくりア ドバイス、プランニング支援 地域元気再生事業 ・地域づくり活性化計画に基づいて各 区公民館が行う、地域自らが創意工	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 地域文化振興	夫による社会貢献や地域活性化に つながる創造的な事業に対して補 助を行い、活力ある地域づくりの推 進や地域課題の解決を図る。 芸術文化活動事業 ・文化祭やコンサート、吹奏楽フェス タ、美術展、青少年劇場等の文化関 連事業を幅広く展開することで、住 民の芸術文化に対する興味、関心を 高めるとともに情操の涵養を図り、 文化の薫るまちづくりを目指す。	町	
11 再生可能エ ネルギーの利用 の推進	(3) 過疎地域 持続的発展特別 事業 再生可能エネ ルギー利用	エネルギーを地産地消するまちづく り事業 ・周囲の環境に十分配慮しながら、再 生可能エネルギーの導入を推進し ます	町	
12 その他地域 の持続的発展に 関し必要な事項	(1) 過疎地域 持続的発展特別 事業	地域おこし協力隊事業・地域おこし 協力隊等活動事業 ・地域おこし協力隊制度を積極的に活 用し、観光振興や地域振興の促進を 図る。 地域づくり活性化計画策定事業 ・地域自らが特色ある地域づくりを進 めるための「地域づくり活性化計 画」を策定し、計画に基づく各種事 業活動等を行うことで、地域の活性 化を図る。 広報広聴事業 ・町広報紙の発行やホームページの運 用等により、町民に対して町政等の 情報を迅速かつ的確に伝えるとと もに、広聴活動の充実を図る。	町・ 各組 織・ 団体 町 町	